

第十三回 参議院内閣・地方行政連合委員会會議録第七号

昭和二十七年六月二日(月曜日)午前十一時十二分開会

出席者は左の通り。

内閣委員

委員 河井 彌八君
理事 中川 幸平君
鈴木 直人君
成瀬 幡治君

委員

横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
上條 愛一君
波多野 鼎君
栗栖 越夫君
松原 一彦君
三好 始君

地方行政委員

委員 西郷吉之助君
理事 中田 吉雄君
委員 岩沢 忠恭君
石村 幸作君
高橋進太郎君
岡本 愛祐君
館 哲二君
若木 勝藏君
原 虎一君
吉川末次郎君
岩男 仁藏君

國務大臣

國務大臣 大橋 武夫君

政府委員

警察予備隊 江口見登留君
本部次長
警察予備隊本部長官房文書課長 麻生 茂君
警察予備隊本部警務局長 山田 誠君
警察予備隊本部警務局長 中村 卓君
警察予備隊本部警務局長 窪谷 直光君
警察予備隊本部警務局長 大野木克彦君
行政管理局次長 柳澤 米吉君
海上保安庁次長 三田 一也君
海上保安庁次長 事務局長
常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 福永興一郎君
常任委員 武井 郡嗣君
常任委員 会専門員 藤田 友作君
常任委員 会専門員 福永興一郎君
常任委員 会専門員 武井 郡嗣君

○保安庁法案(内閣提出・衆議院送付)
○海上公安局法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員、地方行政委員両委員の連合委員会を開会いたします。
保安庁法案及び海上公安局法案を議題といたします。先ず以て政府から提案の理由の御説明を請います。

○國務大臣(大橋武夫君) 只今議題と相成りました保安庁法案の提案の趣旨

とその大要について御説明申し上げます。

御承知のように、警察予備隊は、昭和二十五年八月に国家地方警察及び自治体警察の警察力を補い、治安維持上特別の必要がある場合において行動することを任務として設置せられ、又海上警備隊は、先般施行せられました海上保安庁法の一部改正法によつて、海上における人命財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において、海上で必要な行動をするための機関として発足し、いずれも各関係機関と協力して治安の維持及び生命財産の保護に當つて参つております。

然るところ今般政府におきましては、平和條約の効力が発生した今日、我が国の自主自立態勢に即応して、現在の国力にふさわしい簡素且つ能率的で、民主主義の原則に立脚する行政機構を樹立するため行政機構の改革を実施することと相成りましたので、その基本的構想に基きまして、現在の警察予備隊と海上警備隊及びこれと密接な関係のある海上保安庁の機構で水路、燈台等運輸省に属させる部分を除いたものとを統合して、これが一体的運営を図り、以て今後いよいよ重要性を加えることが予想される治安の確保に万全を期することといたされたために、新たに保安庁を設置することとした次第であります。

次に、保安庁法案の要点についてその概略を申述べます。

保安庁は、我が国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため特別の必要がある場合において行動する部隊は、主として陸上において行動することを任務とする保安隊の部隊及び主として海上において行動することを任務とする警備隊の部隊であります。

本法案におきましては、保安隊は従前の警察予備隊の、警備隊は従前の海上警備隊の任務を引き継ぐものとしていたしまして、その任務、目的等につきまして規定するほか、今日までの経験等に鑑みて、これらの任務、目的の遂行上その規定の十分でなかつたと思われる点を整備し、且つ明確にして、その本来の任務を一層能率的に達成できるように必要な措置を講じますと共に、保安隊及び警備隊の管理、運営等について、民主主義の原則に基き、政治が完全に手配し得るよう、部局の組織、権限等について必要な規定を設け、又内閣総理大臣が保安隊又は警備隊の出勤を命じたときは、国会の承認を求めることとする等、特に意を用いております。その他保安庁職員的身分取扱等についても、以上の趣旨に従つて、保安庁の任務の特殊性を勘案の上、職員がよくその職責を遂行できるように必要な規定を設けた次第であります。

本法案は、他の行政機構の改革と同時に、来る七月一日から施行することといたしております。但し、警察予備隊については、現在の隊員の大多数の任用期間が、本年の十月十四日までに満了いたしますので、それまでの間は、警察予備隊を存続せしめることとして、この法律の適用との関係において必要な調整規定を設けております。

以上を以て保安庁法の概要の御説明を終ります。法案の内容については、政府委員より御説明いたします。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に海上公安局法案につきまして、御説明を申し上げます。

我が国は、四面環海の国でありますから、海上におきまして人命及び財産の安全を保護いたし、又法令の違反の防止その他治安を確保いたしますことの必要でありますことは、申上げるまでもないところでございます。この目

的を達成いたしますために、保安庁に海上公安局が設置されることは、先に保安庁法案につきまして申し上げた通りでございます。海上公安局法案は、海上公安局の所掌事務並びに海上公安局の権限等につきまして規定いたしますことを目的とするものであります。

海上公安局は、海上におきます法令違反の防止、海難、天災事変などの人命及び財産の保護、海上におきます犯罪捜査、犯人逮捕等の事務を掌る機関であります。

海上公安局の長は、保安庁長官の任命にかかり、その指揮監督を受けることとなりますが、海上公安局の職員は、保安庁の長が行うこととなっております。

海上公安局には、職員の訓練機関として海上公安大学校、海上公安学校、海上公安訓練所を置き、又、海上公安局の長の諮問に応じて海上公安に関する重要事項の調査審議に当るための海上公安審議会を置くこととしたしました。

地方機関といたしましては、地方海上公安局、地方海上公安部、港長事務所その他の事務所を置くこととしたしました。

又、海上公安局の事務を遂行いたしますための職員といたしまして、海上公安官及び海上公安官補を置き、その階級について定めることとしたしました。

海上公安官は、船舶への立入検査、船内にある犯罪容疑者に対する質問、犯罪捜査のため止むを得ない場合におきます停船、船舶の回航等の命令などの権限を有することとしたしました。

又、海上公安官及び海上公安官補は、司法警察職員といたしまするは、職務に必要な武器を所持し得ることとしたしました。

なお、海上公安局の船舶は、職務遂行のために最小限度必要な武器を装備することができるとして、犯罪容疑船に対する停船信号等のため止むを得ない場合に使用できるといたしました。

最後に、海上公安局の職員を単位といたしまする国家公務員共済組合を総理府に設けることとしたしたのであります。

以上申述べましたところが海上公安局法案の提案理由の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決せられんことをお願い申し上げます。

○委員長(河井彌八君) 次に両案の内容につきまして政府委員から説明を求めます。

○岡本愛祐君 議事進行について……政府委員から御説明願いますに当りまして、このたびの海上保安庁法案と、従来の海上保安庁乃至警察予備隊令との間におきまして、職務権限等について違つておる点を詳細に御説明願つておきたいと思ひます。

○政府委員(江口見登留君) 只今の御質問の職務権限の比較、相違点等につきまして、欄を設けまして比較した表を差上げたものと存じております。それでは保安庁法案の趣旨及びその要点については、只今国務大臣より説明がありましたので、以下私からは本法案の内容について、順を追つて御説明申し上げます。

本法案は、第一章総則、第二章組織、第三章職員、第四章行動及び権限、第五章雑則、第六章罰則の六章と附則より成つており、本文九十三條、附則二十一項であります。

第一章は総則で、この法律の目的、保安庁の任務、権限及び定員並びに長官、次長等について規定してあります。

先ず保安庁は、総理府の外局として設置されるのでありまして、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため特別の必要がある場合において行動する保安隊及び警備隊の部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とするものであることは、先ほど国務大臣より説明のあつた通りであります。

ここで保安隊と申しますのは、次に出て参ります保安庁長官、次長、長官官房及び各局、第一幕僚監部並びに第一幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関を包括する概念であり、警備隊と申しますのは、保安庁長官、次長、長官官房及び各局、第二幕僚監部並びに第二幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関を包括する概念であります。

次に長官及び次長については、他の類似の機関における大體同様の規定を置いております。ただ、長官には、国務大臣をもつて充てることとしており、又部隊等に対する指揮監督の統一をはかり、これが執行を能率的ならしめるために、第一幕僚長又は第二幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関に対する長官の指揮監督は、それぞれ当該幕僚長を通じて行うものとしております。

次に保安庁の職員の定数は、海上公安局に勤務する職員を除いて十一万九千九百四十七人でありまして、うち十一万人が保安官、七千五百九十人が警備官で、その残りの二千三百五十七人が次に述べます長官官房及び各局や附屬機関、部隊等において勤務するその他の職員であります。

第二章は、組織に関する規定であります。保安庁には、内部部局として長官官房、保安、人事、経理及び裝備の四局並びに第一及び第二の各幕僚監部が置かれる外、附屬機関、部隊その他の機関並びに海上公安局が置かれるのであります。

先ず、内部部局について申しますと、長官官房及び各局は、保安隊及び警備隊に関する方針の策定及びその一般監督について長官を補佐することを中心とする任務とする機関であり、第一及び第二の各幕僚監部は、それぞれ保安隊又は警備隊の職務に關し専門的助言を行い、且つ、部隊等に対する長官の命令の執行に關する事務を行う機関であります。このように各幕僚監部は、部隊等に対して長官の命令を執行する機関でありまして、保安隊及び警備隊の方針の策定及び一般監督に關しては、すべて長官は、長官官房及び各局の補佐を受けてその職務を行うものとしたのであります。そこで先ほど国務大臣の説明のありました趣旨に従ひまして、長官、次長をはじめ、長官官房及び各局の職員のうち課長以上の職員は、三等保安士以上の保安官若しくは三等警備士以上の警備官の経歴のない者のうちから任用するものとして、旧正規陸海軍將校でない者のうちから

任用するとの制限をも置いていたのであります。この点は衆議院で削除された次第でございます。これと同時に他面、長官官房及び各局に、保安隊及び警備隊の職務の奥情を反映せざるに長官官房及び各局と幕僚監部、部隊等との緊密な連絡を保持するため、幕僚監部又は部隊に所屬する保安官又は警備官を長官官房及び各局に勤務させる途を設けております。

幕僚監部は、前述のごとく保安隊担当の第一幕僚監部と警備隊担当の第二幕僚監部がありまして、幕僚監部の長は、幕僚長でありまして、これはそれぞれ保安官又は警備官を以て充て、保安隊又は警備隊の職務に關し、最高の専門的助言者として長官を補佐するものとしたしてあります。保安隊及び警備隊の指揮権は、すべて専ら長官に屬するのであります。幕僚長は、部隊等に対しては長官の命令を執行するものであります。又幕僚長は、幕僚監部の長として、長官の指揮監督を受けてそれぞれ幕僚監部の事務を掌理し、保安隊又は警備隊の職務及び所部の職員の服務を監督するものとしたしてあります。なお、幕僚監部には、部及び課を置き、幕僚副長その他の所要の職員を置くこと等について必要な規定を設けてあります。

次に保安庁の附屬機関として、(1)保安隊及び警備隊の管理運営に關する基本的な調査研究をすると共にその幹部職員を訓練する保安研修所、(2)将来幹部保安官又は幹部警備官となるべき者を訓練する保安大学校、並びに(3)保安隊及び警備隊の裝備品等について技術的研究を行う技術研究所を置くことと

幕僚監部は、前述べのごとく保安隊担当の第一幕僚監部と警備隊担当の第二幕僚監部がありまして、幕僚監部の長は、幕僚長でありまして、これはそれぞれ保安官又は警備官を以て充て、保安隊又は警備隊の職務に關し、最高の専門的助言者として長官を補佐するものとしたしてあります。保安隊及び警備隊の指揮権は、すべて専ら長官に屬するのであります。幕僚長は、部隊等に対しては長官の命令を執行するものであります。又幕僚長は、幕僚監部の長として、長官の指揮監督を受けてそれぞれ幕僚監部の事務を掌理し、保安隊又は警備隊の職務及び所部の職員の服務を監督するものとしたしてあります。なお、幕僚監部には、部及び課を置き、幕僚副長その他の所要の職員を置くこと等について必要な規定を設けてあります。

次に保安庁の附屬機関として、(1)保安隊及び警備隊の管理運営に關する基本的な調査研究をすると共にその幹部職員を訓練する保安研修所、(2)将来幹部保安官又は幹部警備官となるべき者を訓練する保安大学校、並びに(3)保安隊及び警備隊の裝備品等について技術的研究を行う技術研究所を置くことと

幕僚監部は、前述べのごとく保安隊担当の第一幕僚監部と警備隊担当の第二幕僚監部がありまして、幕僚監部の長は、幕僚長でありまして、これはそれぞれ保安官又は警備官を以て充て、保安隊又は警備隊の職務に關し、最高の専門的助言者として長官を補佐するものとしたしてあります。保安隊及び警備隊の指揮権は、すべて専ら長官に屬するのであります。幕僚長は、部隊等に対しては長官の命令を執行するものであります。又幕僚長は、幕僚監部の長として、長官の指揮監督を受けてそれぞれ幕僚監部の事務を掌理し、保安隊又は警備隊の職務及び所部の職員の服務を監督するものとしたしてあります。なお、幕僚監部には、部及び課を置き、幕僚副長その他の所要の職員を置くこと等について必要な規定を設けてあります。

次に保安庁の附屬機関として、(1)保安隊及び警備隊の管理運営に關する基本的な調査研究をすると共にその幹部職員を訓練する保安研修所、(2)将来幹部保安官又は幹部警備官となるべき者を訓練する保安大学校、並びに(3)保安隊及び警備隊の裝備品等について技術的研究を行う技術研究所を置くことと

幕僚監部は、前述べのごとく保安隊担当の第一幕僚監部と警備隊担当の第二幕僚監部がありまして、幕僚監部の長は、幕僚長でありまして、これはそれぞれ保安官又は警備官を以て充て、保安隊又は警備隊の職務に關し、最高の専門的助言者として長官を補佐するものとしたしてあります。保安隊及び警備隊の指揮権は、すべて専ら長官に屬するのであります。幕僚長は、部隊等に対しては長官の命令を執行するものであります。又幕僚長は、幕僚監部の長として、長官の指揮監督を受けてそれぞれ幕僚監部の事務を掌理し、保安隊又は警備隊の職務及び所部の職員の服務を監督するものとしたしてあります。なお、幕僚監部には、部及び課を置き、幕僚副長その他の所要の職員を置くこと等について必要な規定を設けてあります。

して、これに必要な規定を設けました。

次に保安庁に、前述のごとく保安隊及び警備隊の部隊を置くほか、第一幕僚長又は第二幕僚長の監督を受ける訓練施設その他の必要の機関を置くこととし、この部隊の組織及び編成並びにこれらの機関の組織及び所掌事務は、政令で定めることとしておりま

す。前述いたしました保安庁の任務のうち、海上における警備救難に関する事務を担当する機関として海上公安局を置きます。この組織、所掌事務、権限等については、先般と国務大臣より説明があつた如く海上公安局法をもつて規定することとせられておるのであります。

第三章は、海上公安局に勤務する職員を除いた保安庁の職員についての任免、分限、懲戒、保障及び服務に関する規定であります。この職員の給與に関しては、別に提案いたされま

す保安庁職員給與法案に委ねております。この保安庁の職員は、その任務の特殊性からいたしまして、現在の警察予備隊及び海上警備隊の職員と同じく、これを国家公務員法上の特別職といたしましては、職員の身分取扱についてはお

おねね現在の警察予備隊及び海上警備隊の職員の身分取扱にならうことを建前として規定してあります。先ず、保安官及び警備官の階級は、現在の制度をそのまま踏襲して、保安官については二等保査以上保安監まで十四階級、警備官については三等警査以上警備監まで十五階級を設けま

した。また職員の服制、任免等について

もおおね現在の制度にならうて規定いたしました。ただ、保安官のうち保査長、一等保査及び二等保査は、二年を期間として任用されることとなつておりますので、後に述べます内閣総理大臣の命令により出動を命ぜられていた場合その他二年の任用期間が経過したことに因りこれらの者が退職することとが、保安隊の任務遂行上に重大な支障を及ぼすと認めるときは、長官は、六月以内の期間を限つて二年の任用期間を延長することができるという特別の規定を設けました。

職員の分限、懲戒及び保障についても、おおね現在の警察予備隊及び海上警備隊の例にならうて規定したのであります。ただ、停年制については、海上警備隊の例にならう、警備官のみならず保安官についてもこれを設けることといたしております。

又保安大学校の学生は、一般の職員とはその身分取扱を異にする必要を認め、その分限及び懲戒について特例を規定してあります。

次に職員の服務につきましてもおおね、現在の警察予備隊及び海上警備隊のこれに関する規定にならうて規定いたしました。ただ、保安庁の職員の職務の特殊性に鑑みまして、その団体的規律を保持し、その職務を全うせしめる見地から、勤務態勢、服務遂行の義務、指定場所に居住する義務等を明確に規定することといたしました。そうしてこれらの服務に関する規定に関連して、第六章において、上司の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者、後に述べます長官の出動待機命令を受けた者で職務の場所を離れ又はこれにつかないで一定の期間を過ぎたも

の、正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者、争議行為、怠業行為をした者等に対する罰則を規定いたしました。なお、後述いたします内閣総理大臣の命令による保安隊又は警備隊の出動の場合には、事態最も重大で、まさに職員がその職責を盡し、使命を全うすべきときでありますので、この場合においては、上述しましたような行為をした者に対する刑を加重し又はその所罰の範囲を拡げる等の措置を講じております。

第四章は、保安隊及び警備隊の行動及び権限に関する規定であります。

先ず、保安隊及び警備隊の行動すべき場合についてであります。これには、内閣総理大臣の命令による出動、都道府県知事の要請に基づく出動、海上における警備行動及び災害に際しての救援のための派遣の場合を規定しております。

内閣総理大臣の命令による出動は、非常事態に際して治安の維持のため特別の必要があると認める場合に行われるものであります。この場合においては、内閣総理大臣は、出動を命じた日から二十日以内に国会の承認を求めることを要し、若し国会が閉会中であるか又は衆議院が解散されているときは、その後最初に召集された国会において速かに、その承認を求めなければならぬこととしております。そして不承認の議決があつた場合はもとより、出動の必要がなくなつた場合には、速かに出動した保安隊又は警備隊に対して撤収を命じなければならぬこととしております。

なお、これと関連して警備隊にこの出動命令があつた場合において特別の必要があると認めるときは、長官は、海上公安局の全部又は一部を警備隊の統制下に入れることができること、及び事態が緊迫し、この出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、長官は、内閣総理大臣の承認を得て、保安隊又は警備隊の全部又は一部に対して出動待機命令を発することができると規定しております。

都道府県知事の要請に基づく出動は、都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認められる場合において、当該都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に要請し、内閣総理大臣もまた事態やむを得ないと認めて、部隊の出動を命じた場合に行われるものであります。この場合におきましては都道府県知事は、事態の収まつた後速かに当該都道府県の議会に報告しなければならぬものといたしてあります。また、都道府県知事から撤収の要請があつた場合は、勿論、出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣は、速かに部隊の撤収を命じなければならぬこととなつております。

海上における警備行動は、現在の海上保安庁法中の海上警備隊に関する規定にならうて規定されたもので、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合に、長官が警備隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命じたときに行われるものであります。ただ、

長官は、この命令を発するには、内閣総理大臣の承認を得なければならぬものといたしてあります。

災害に際しての救援のための派遣は、天災、地震その他の災害に際して人命又は財産の保護のため必要がある場合に、都道府県知事その他の者の要請に基づき、或いは特別の事情のあるときはこの要請をまたないで、長官又はその指定する者が救援のため部隊の派遣を命じた場合に行われるものであります。以上いずれの場合にも、部隊は行動に際して、その関係ある都道府県知事、市町村長、警察機関その他の国又は地方公共団体の機関と相互に密接に連絡し及び協力するものとしてこれを明白に規定いたしました。

以上述べました各行動の場合において、保安隊及び警備隊がその本来の任務を最も有効適切に遂行するため必要な権限、武器の使用等について規定したので、第六十八條から第七十五條までの規定であります。

内閣総理大臣の命令により出動した場合に、保安官又は警備官は、その職務の執行については、警察官又は海上公安局と同じく警察官等職務執行法又は海上公安局法中海上公安局の現場附近の出入又は船舶に対する協力請求、船舶への立入、船舶停止命令等の職権に関する規定によることといたしてあります。また現在の警察予備隊の警察官及び海上警備官と同様の場合には、現行犯人の外、被疑者の緊急逮捕ができることといたしてあります。保安官及び警備官は、この出動を命ぜられた場合には、これらの規定によつて任務

を遂行するのでありますが、ただこの場合の武器の使用については、警察官等職務執行法の規定による外、(一)職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用するほか他にこれを排除する適当な手段がない場合、及び(二)多衆集合して暴行若しくは脅迫をし又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用するほか他にこれを鎮圧し又は防止する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合において武器の使用を認めることとしたしております。尤もこの場合においても、武器の使用は、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で許されるにとどまることとしております。

なお、武器の使用については、一般に正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならぬものとし、正当の理由なく武器を使用した者に対しては、第六章において罰則を規定しております。

都道府県知事の要請に基く出動の場合における保安官又は警備官の職務の執行についても、前同様警察官等職務執行法又は海上公安局法中海上公安官の現場附近の人又は船舶に対する協力請求、船舶への立入、船舶の停止命令等の職権に関する規定によるものであります。この場合、現行犯人のほか被疑者の緊急逮捕ができることも前同様であります。ただ武器の使用については警察官等職務執行法の規定の範囲にとどめて認めることとしたしております。

海上における警備行動の場合の警備官の職務執行については、海上公安局法中海上公安官の現場附近の人又は船舶に対する協力請求、船舶への立入、船舶の停止命令等の職権に関する規定並びに警察官等職務執行法第七條の武器の使用に関する規定によるものであります。なおこの場合においても前同様現行犯人のほか、被疑者の緊急逮捕の権限をも認めております。

災害派遣時の権限としては、ただ海上においてのみ、三等警備士補以上の警備官の職務執行について海上公安局法第十一條の規定を準用して現場の附近にある人又は船舶に対し必要な協力を求めることができることとしております。

以上は保安隊又は警備隊の出動の場合における権限であります。このほか保安官又は警備官については、次のような権限を認めることとしております。

その一は、保安官又は警備官が保安隊又は警備隊の武器庫、弾薬庫又は火薬庫を警備するに当り、人又は武器庫等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるとしてあります。但し、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除き、人に危害を與えてはならないものと規定しております。

その二は、保安官又は警備官のうちで部内の秩序維持に専従する者は、現在の警察予備隊又は海上警備隊について認められていると同様、保安官及び

警備官等に関する犯罪、保安庁の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪、保安庁の所有し又は使用する物件に対する犯罪について司法警察職員として職務を行うことができるとしたことであります。

第五章は雑則であります。本章中には募集事務の都道府県知事及び市町村長に対する一部委任等に関する事項、保安庁の儀式及び表彰に関する事項、現在海上保安庁の航路啓閉所で行なつております機雷その他の爆発性の危険物の除去及び処理を警備隊が行うこと、保安隊の訓練目的に適合する場合において国又は地方公共団体の土木工事を引き受け得ること、警備隊と水路官署及び航路標識官署との関係に関する事項、保安庁の使用する船舶、航空機の標識に関する事項等について必要な規定が置かれております。

以上述べましたところのほか、本章中にはなお他の関係法律の適用除外及び特例について規定を置いております。即ち保安隊及び警備隊の現状及びその任務の特殊性に鑑みまして、現在の警察予備隊又は海上警備隊についてと同様、労働組合法、船員法、船舶安全法、船舶職員法、電波法等の適用を除外することとしたほか、銃砲刀剣類等所持取締令、火薬類取締法及び航空法について必要な除外及び特例の規定を設けることとしておるのであります。

第六章についてはそれと関係のあるところで概略を述べましたので、最後に附則について御説明申し上げます。この法律は、昭和二十七年七月一日

から施行するのでありますが、既に国務大臣から御説明がありましたように、警察予備隊は、本年十月十五日に廃止することとしております。従つて保安庁は、七月一日から発足いたしますが、この法律中保安隊及び保安官に係る部分は、原則として十月十五日から施行することとしたし、それまでの間は、警察予備隊を保安庁の機関として置き、保安庁長官が同時に警察予備隊の長として、次長、長官官房及び各局並びに第一幕僚監部の補佐を受けてこの事務を行うこととし、この趣旨を以ちまして警察予備隊令の改正その他の必要な規定を設けております。

次にはこの法律の施行に伴う職員の身分取扱についてであります。警察予備隊及び海上警備隊の職員は、それぞれ原則としてこの法律施行の日において保安庁の相当の職員になるものとす。ただ、本年十月十五日以後においてなお警察予備隊の警察官としての任用期間が残つております者については、保安官となつた後においてもその任用条件、身分及び服務並びにこれらの者に対する罰則の適用については、その間、なお従前の警察予備隊の警察官に関する規定の例によるものとしてしております。

その他本年七月一日以後十月十四日までの間において警察予備隊の警査長以下の警察官に採用され又はこれに再任用される者の任用期間並びに本法の施行に伴ふ必要となる地方自治法等の一部改正の規定を置いております。

以上をもちまして本法案の内容の概略について御説明を終ります。○委員長(河井彌八君) 次に、海上保安

安庁次長三田一也君。○政府委員(三田一也君) 海上公安局法案の要点につきまして、御説明申し上げます。

海上公安局法案は、現行海上保安庁法と内容におきまして変つておりますのは、今度、保安庁内に設置されます海事検査部この三部が運輸省のほうに移されましたのであります。あとは機構としては現在の海上保安庁と同一のものであります。

それから次に海上公安局の所掌事務につきましては、大要申しますと、海上における法令の違反の防止、海難、天災事変等の際の人命及び財産の保護、次に港則法の施行、それから海上の航路障害物等の除去でありまして、このうち機雷その他爆発物に關係するものは警備隊の所掌事務となつております。次に海上における犯罪の捜査及び犯人又は被疑者の逮捕、その他船舶交通の安全の確保及び海上における公共の秩序の維持、これは海上公安局の所掌事務となつております。

次に海上公安局は東京都に置くことになつております。その内部組織等につきましては、総理府令で定められることになつております。

海上公安局の長は保安庁長官が任命することになつております。海上公安局の長は保安庁長官の指揮監督を受けますが、海上における法令の違反の防止の事務については、それと主管大臣の指揮監督を受けることになつております。

海上公安局には現在の海上保安庁における教育機関と大要同じような、海

上公安大学校、海上公安学校及び海上公安訓練所を置くことになつております。

なお海上公安局に海上公安審議会を置くことになつております。これは現在の海上保安審議会と全く同一の目的によるものであります。

海上公安局の地方機関といたしまして地方海上公安局、地方海上公安本部、港長事務所その他の機関を置くようになつております。

海上公安局に海上公安官及び海上公安官補を置きまして、その階級は法律によつて定めることになつております。これは現行の海上保安官と少しく変つておるところがございますが、大體において保安庁の警備官と比較して、海上警備官と大體同じ建前の階級となつております。海上公安局の職員

の任免は、海上公安局の長が行ふことになつております。海上公安官はおおむね次に申述べますような行政警察権を與えられることになつております。

そのうちの一つは、船舶への立ち入り検査、船内にある犯罪容疑者に対する質問、第二は犯罪捜査のために止むを得ない場合における停船、回航、乗下船の制限、積荷の揚げ降しの制限、命令、それから海上公安官及び海上公安官補は職務に必要な武器を所持することとができることになつております。

又海上公安局の船舶は、必要最小限度の武装をすることができるようになつております。

海上公安官及び海上公安官補は、武器使用については、警察官等職務執行法等によつて処理されております。

総理府に海上公安局の職員を単位とする国家公務員共済組合を設けること

にしてあります。

その他は附則でありまして、経過規定等がつけられております以上。

○委員長(河井彌八郎) これより西案につきまして質疑に入ります。先づ通告によりまして御発言を請ひます。

○三好始君 議事進行について……保安庁法案は極めて重要な法律案であると思ひますので、我々は審議に責任を盡したいと思つておるものであります。つきましてはこの際、政府に二つの要求をいたしておきたいのであります。一つは、本法律案の審議に當りましては、單に個々の條章の具体的な審議を進めるだけでなくして、保安隊、警備隊の法的な性格、殊に憲法第九條との関連等に當りまして、根本的に検討しなければいけない問題がある。そのうち基本的な問題を審議する際には、担当の大橋國務大臣だけでなく、総理大臣並びに法務總裁の委員会への出席を要求したいのが一つであります。

もう一つは、この法律案を見ますと、いふと、具体的な問題が総理府令或いは政令に委任されているものが相当多いのであります。これらの案文を拜見しないといふと具体的な審議ができないといふものが多いため、この際資料を要求しておきたいのであります。差當つて必要な資料として先づ保安隊並びに予備隊の編成予定表をお願いいたしたいと思ふのであります。これにつきましても、法律案によりまして、例へば第十八條の幕僚監部の内部組織に関する総理府令が出るものになつておりますが、この案文又は要綱、更に第二十四條の部隊の編成に関する政令の案文又は要綱、第二十五條の訓

練施設その他の所要の機関に関する政令の案文或いは要綱、第三十二條の職員の採用方法及び手続に関する総理府令の案文又は要綱、次に第三十七條の條件付任用に関する総理府令の案文或いは要綱、それから最後に現在の予備隊乃至海上警備隊並びに保安庁法案が成立した場合の保安隊並びに警備隊の装備に関する資料、差當つて一応必要と認められるこれらの資料をお出し頂きたいと思ふのであります。

○委員長(河井彌八郎) 三好君にお答えいたします。総理大臣と法務總裁の出席は開会に先立つて要求をいたしておきましたところ、お二人とも本日は差支えがあるということでありました。ただ法制意見長官は出席するということになつております。まだお見えがないようでありまして、もう見えて来ようと思ひます。その他の点につきましてもこれは政府から資料提出をお願いいたします。

○三好始君 総理大臣並びに法務總裁は若し本日差支えがあつて出られないというのだから、次の機会には是非出られるように委員長のはうから手配せられるようお願いいたしたいと思ひます。

○委員長(河井彌八郎) 三好君にお答えいたします。その点は承知いたしました。

○岡本愛祐君 今日初めて國務大臣の説明を承り、政府委員の説明を聞いたのであります。これをよく検討して質問をいたしたいと思ふのでございますが、只今三好君が御要求になりました資料は質問に、審議に非常に大切なものであります。この次の連合委員会では土曜日にお願いができるという

ことでありますから、その土曜日の前にお出しをお願いしたいと思います。水曜日から出して頂いて、その検討をして、土曜日に質問いたしたい、こういうふうなことをいたしたいと思ひます。

今日時間がまだあるようでございまして、先ほど私が政府委員の説明をせられる前に要求しておいた、海上公安局のほうに現在の制度、職務権限と比較してお話がありました、保安庁のほうは明確を欠いておりましたので、こういう対照表はもらつてはおりますが、この保安庁法案によつてできるところの保安庁乃至保安官の目的、職務権限、その他について違つてゐるところだけを詳しく説明しておいて頂きたい。

○政府委員(江口見登留君) 大體職務権限等につきましては、先ほど大臣からお話がありました通り、現在の予備隊の職員に対する職務権限を大部分に於いては踏襲いたしております。ただ先ほど御説明申し上げましたように、例へば任期の問題につきましては、二年の約束で採用された者につきましては、二年が経つてやめられれば非常に困る場合が起つたり、或いは出動中であるような場合、そういうようなときにはこれを六カ月延長することができるといふような、従来にはない規定を設けた例が一つ違つております。

それから従来この予備隊の警察官に対する懲戒の問題であります、この点につきましても現在は懲戒処分があるのみで、罰則は設けてないのでございます。併しながらか予備隊の出動といふような理由が考えられますとき、その出動という事態が迫つて、従前のように任意に辞表を出してやめる

というふうなことがありましたので、折角予備隊を設けました趣旨を没却することになり、従前は辞表を出せばそれを受付けないといふこともできます。併しながらか本人が辞表を出して意図しておれば何ともし方がないのでありまして、結局そういう場合には懲戒免官ということをやめさせるよりほかはないのであります。むしろそうされることを本人は希望するといふような恰好にまでなるわけでございます。それでは甚だ不都合でありますので、今度は出動命令が出たり、或いは出動の待機命令が出たような場合に怠る、やめたいような恰好を示すといふような者に対しては、先ほど御説明申し上げましたように、罰則の規定でこれを処分して行くといふふうなことをいたしまして、隊員がいざという場合に本當に御奉公できるようにしようと思ひます。或いは又現在の警察予備隊の警察官が出動した場合には、その職務権限につきましても、警察官等職務執行法というものの規定によることになつておりますが、これらにつきましても明確でない点がございますので、今回はそれらを少し明確にするといふような点についても特別の考慮が払つてござい

ます。

大體大きな点は、以上が現在の七月一日からできる保安隊の職員との職務権限の違いでございます。詳細につきましては更に資料を提出いたします際に、もう少し段を分けて詳しく表にしたものをお目にかけたいと、かように存じております。

○岡本愛祐君 なおお尋ねしたいのですが、これも三好君の御質問に關連い

たしてありますが、海上公安局法案のほうは、例えば附表で地方海上公安局をどこ／＼に置くというふうなもので、皆明らかになつておるのです。ところがこの保安庁のほうは地方の基地と申しますか、そういう点も明らかになつていないのです。何も秘密のものでもないでしようから、それは政令で定めるのが総理府令で定めるのかわかりませんが、そういうものも明らかにしてもらつて検討したいと、こう思うのであります。非常にこの保安庁法案のほうは海上公安局法案に比較するとわかりにくいのであります。その点をこの次の審議の数日前に明らかにしておいてもらいたい。

○委員長(河井彌八郎) 政府は承知したと申しております。

○中田吉雄君 議事進行について……、ちよつと実は提案理由の説明を私今日頂いたのですが、只今三好、岡本両委員からいろいろ資料について、審査に対する資料についての御要請があつたのですが、只今大橋大臣並びに政府委員のかたから説明を受けました、非常に重大な問題で、私これを讀んだとき以上に非常に重要な問題、特に警察予備隊でございましたら国内だけにおるわけですが、海上におきまして、日本海なんかですと、中ソ両国との接触というふうなこともあつて、非常にこれは重要な武器の使用その他があると思ひますので、内閣委員におかれては非常にたくさん議案が山積しております、議事の、この法案の審査の手順をすてに作つておられるのですが、今日と土曜日だけではとてもこれはやれんのかやないか、何とか一つ今日は提案理由の説明をお聞

きして打切つて、一つの皆さんの御了承を得れば何とか議事進行に妨げにならないような方法で、二回くらいでも今後開けるようなことにして頂けんものか。まあこれは皆さんの御都合もあるわけなんです、非常にまあ大きな問題を含んでおると思ひますので、如何なものでしやうか。

○委員長(河井彌八郎) 中田君にお答えいたします。本案の審議は非常に慎重にいたすべきものだと思ひます。併し一方には期日も極めて迫まつておるものです、できるだけ勉強いたしたいと考えております。従ひまして今日と土曜日という二日だけにどめるといふことでなしに、もう少し必要があればそれに應じて連合委員会を開会したいと、かように考えております。併し本日はこれで委員会をやめてしまふことなしに、質疑のあるかたもありましようから、ずつと続行するつもりであります。それだけを申上げておきます。

○中田吉雄君 それは結構ですが、一つ地方行政の委員長とお打合せ頂いて、事情が許しましたら連合委員会を今日と土曜日だけになしに、やはり何とか途中でも結構ですから、開けるように一つ御考慮をお願いしておきたいと思ひます。それで私は結構です。

○委員長(河井彌八郎) 重ねて申し上げます。お話の通りいたします。実は本日のことでも地方行政委員長とはお打合せをいたしてあります。あとはどうぞお任せを願ひます。

○鈴木直人君 今の議事進行について……、この保安庁法案のことについてですが、まあその他の連合委員会についても連合委員会をやる場合に、例

えは内閣委員会の人たちはまあ全然やらない。そうしてほかの人たちの言うことを聞いておる。ところが他の委員のほうは本質的な方面をずん／＼お聞きになるような場合に、内閣委員会としても実は本質的な問題について併行的に聞いて行きたいという気もあるのですが、内閣委員会としては他の委員会の委員のかた／＼の質問されるのを二、三回聞いておられて、それを以て内閣委員会自体の審査として、あとの残りを内閣委員会だけで審議するというような方法に、いつも連合委員会のときにはなるように思われるのですが、我々はそのうのはいいわけなんですけれども、いつも連合委員会を開きまふと、本質的なものは他の委員がまゐり聞いておられるというふうなことになるのですが、これはまあ止むを得ないと思ひますけれども、そんな感じがいたしますので……。

○委員長(河井彌八郎) 鈴木君にお答えいたします。委員長といたしましては、やはり内閣委員会の審議が中心となるべきものであると、かように考えています。「異議なし」と呼ぶ者あり、笑(声)従ひましてその取扱いは場合によりましてはいつでも連合を申込まれまして他の委員の中心といひますか、そういうふうにならない場合がありまふから、どこまでもその意見は尊重しますが、併し内閣委員において責任を持つて決すべき事柄でありますから、そういうふうな運営をしたいと、かように考えます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八郎) では速記を始めて下さい。

それでは午後一時まで休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時五十三分開会

○委員長(河井彌八郎) これより引續いて連合委員会を開会いたします。保安庁法案外一件につきまして質疑を続行いたします。

○岡本愛祐君 それでは大橋國務大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。この保安庁法案は、これは非常な重大な法案と存じます。法務總裁が戦力といふことを定義されまして、近代戦を遂行するに足る実力云々というふうなことで御説明になつておるのであります。戦力は要するにその組織と装備と、それから規模の大小、それらによつて戦力であるかないかが判断をされると思ふのであります。然るにこの保安庁法案では、規模が非常に大きなことになり、組織は元の軍隊と殆んど同様であります。装備も今日の新聞にも出ておりますように、軍艦が五十隻もやつて来る、六十隻入手するといふようなことになつて参ります。これは戦力でないとしても、戦力に非常に近くなつて参つたのであります。国民の大多数は政府が戦力になりつつあるものを戦力でない、ないと、こう言つて、又は戦力であるものを戦力でないとして煩かぶりをしておるのだといふふうに見つたものであります。私どももいたしまして、まだ戦力でないかと答えられましても、戦力に近付いて来たといふふうに感ずるのであります。大橋國務大臣はこの問題に対してどういふふうにお考えになつておるか、それからお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 戦力については、憲法上おのづから解釈があるわけでございますが、政府といたしましては、警察予備隊にいたしましたも、又海上警備隊にいたしましたも現憲法の範囲内において国内治安のためにこれを組織する。こういう意図を以て進んで参つておるわけでございます。無論装備は着々と充実いたしつつあるものでございまして、或る種の装備は無論今日の戦争において使用される程度の武器を備えておるということ、これは偽らざる事実でございます。併しながら今日警察予備隊なり或いは海上警備隊において、差当つて装備すると予想せられておりますところの装備が完全に充足せられましたる場合におきましても、これを以て外国と戦争をなし得るかというふうになりまふと、到底それだけの力はないのでございまして、さういふ意味におきまして近代戦を遂行するだけの十分な戦力とこれを認める段階には達し得ないと存するわけでございます。殊に政府といたしましては警察予備隊、海上警備隊の任務といたしましては、飽くまでも国内の秩序を維持するといふことを主眼といたしておるわけでございます。たゞ／＼申上げておりますこととく、警察予備隊を海外に派遣するといふようなことは毛頭考へておらないのでございまして、飽くまでも国内の治安を確保するためにのみこれを使用すべきものである。こういう考えを持つておるわけでございます。かたがた憲法上戦力といふべきものではないと、かように確信をいたしておる次第でございます。

○岡本愛祐君 政府としてはさうに

御答弁なさるであらうことは初めから予期しておたことであるが、とにかく戦力に一步々、否、数歩ずつ近づいておるといことは、政府といえども認識をなさなければならぬと思ひます。要するに私もまだ戦力には立至つてない、こういう見地をとるものからいたしまして、戦力に近づけるためには、やはり近付けていかどうかといふことを全国民の総意に問わなければならぬと考へておるのであります。一步々、又数歩大中に近づきながら、まだ戦力でない、戦力でないと言つておることは、私は国民を欺くものである、こういうふうには信ずるのであります。そういう戦力を作上げるべきかどうかといふことは、国民の総意に問われよといふことをこの間予算委員会におきまして總理大臣に申したのであります。私はここに保安庁法案を審議するに當りまして、再びこの問題を強く申し上げたい。總理がお出でになつたらこの問題を又蒸し返して申上げることにはいたしません。大橋國務大臣に申上げるのはこの程度にいたして置きます。

次に、只今保安庁の任務として、保安庁は国内の治安の維持だけである、と、こういうふうな御答弁でありました。併しその任務も第四條では必ずしも国内の治安だけではないといふ気がするのであります。国内の治安にも関係して参りますが、そうでないやないかといふ気がするのであります。それは警察予備隊令の第三條では、「警察予備隊は、治安維持のため特別の必要がある場合において、内閣總理大臣の命を受け行動するものとする。」というふうにあります。而も第二項に

「警察予備隊の活動は、警察の任務の範囲に限られるべきものであつて、いやくも日本国憲法の保障する個人の自由及び権利の干渉にわたる等その権能を濫用することとなつてはならない。」とあるのであります。ところがこの保安庁法の第四條におきます保安庁の任務という條には、「保安庁は、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運送し、及びこれに関する事務を行い、あわせて海上における警備救難事務を行うことを任務とする。」とあるのであります。一つには治安維持のためだけでなく、我が国の平和と秩序を維持するため、少くもこれに思ふのであります。尤もこれは警察予備隊の目的の場合には、我が国の平和と秩序を維持しといふ言葉を使つておりますが、任務のところではそういうふうな、治安の維持のためというふうな限定してあるものであります。それからもう一つはこの警察予備隊におきましては、国家地方警察及び自治体警察の警察力を補うため、と、こういうふうにしてあるものであります。て、こちらの今度の保安庁法案の第四條ではそういう予備的のものではないのであります。まして警察予備隊令にあるがごとき警察の任務の範囲に限られるべきものであつてというふうなこともありません。だから任務は非常に重くなつた、広くなつた。こういうふうな考へるのであります。その点如何ですか、御答弁を願ひたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 第一の御質問は従来の任務といたしまして治安維持のため特別の必要がある場合に行動する、これが今回は平和と秩序を維持し、人命、財産を保護するため特別の必要がある場合、こういうふうな改まつた点において任務が拡張せられたのではないかといふ点でございます。この点につきましては、私も警察の任務というものは国内の平和と秩序を維持し、人命、財産を保護するというのが警察の任務である、こういうふうな理解をいたしておるわけでございまして、かような字句それ自体が直されたとすることは、実質上任務が拡張せられたといふふうなつもりで書いたわけではございません。全く従来の警察予備隊に課せられたる目的、任務といふものをそのまま引続き保安庁において担任すると、こういう趣旨で書いた次第でございます。

第二に、警察力を補うためという点を除かれておる点についての御質問でございますが、従来は目的において国家地方警察並びに自治体警察の警察力の不足を補う目的である、こういうふうな書いてありましたが、今回の保安庁法におきましては、如何なる場合において如何なる手続を以て行動するかといふことを具体的に定めることとした次第でございます。即ち第六十一條以下におきまして、總理大臣の命令によつて出動する場合又は都道府県知事の要請によつて出動する場合、或いは災害の場合に救助のために派遣する場合、海上における警備行動として出動をする、これらの個々の場合におきまして、詳細に出動の手続を規定いたしましたわけでございます。従いまして如何なる場合に如何なる條件に基いて出動するかといふことは、おのづから第六十一條以下において具体的に制限をせられておりますので、目的を説明いたしましたして、警察力を補うためであるといふような抽象的な字句を以て行動を制限する必要を認めなかつたのでございまして、飽くまでもかような出動をなす趣旨が警察力の不足を補うためのものであるといふ点につきましては従来通り觀念をいたしております。ただ表現をいたしましてむしろそうして抽象的な字句よりも具体的な出動の場合及び手続を規定することがより適切である、かように考へてかような表現を用いた次第でございます。それから従来の警察予備隊令におきまして警察予備隊の活動は警察の任務に限られるべきものであるといふことを書いてございしますが、これはもとより当然の事柄でございまして、如何なる国家機関といえども憲法の保障する個人の自由及び権利の干渉に亘る等、その権能を濫用するといふことは許されないうことでございします。従いまして今回特にこの字句を用いることは經驗上必要がなからう、こういう理由で削つただけでございます。この点も又従来根本的な目的並びに使命を拡張しようといふ趣旨ではございませんことを御了承願ひたいと思ひます。

○岡本愛祐君 警察予備隊令における警察予備隊は、警察の任務の範囲内に限られるべき任務を持つておるのであります。即ち警察の一部であると見られるのであります。この保安庁のほうは警察云々のことはどこにも見えてない、従いまして警察の一部でなくして警察以外において、大橋國務大臣の言葉を以てすれば専ら国内の治安を維持すべきものである、こういうふうにとられるのであります。この点はどうですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 如何なる場合においてこれらの部隊が行動するかといふことは、第六十一條以下に規定をいたしておるわけでございまして、これらの規定は警察予備隊の場合と同様に、いずれも警察を補うという場合に行動をする、これを具体的に示したものでございします。そして又警察予備隊が行動をいたしました場合に国内において如何なる権限を行使するかといふ点につきましても、第六十八條以下に詳細なる規定をいたしておるのでございまして、これらの規定をその通り遵守いたしますならば、その結果はおのづから警察予備隊の活動といふものが警察の範囲内に限られ、又いやくも憲法の保障する個人の自由及び権利の干渉に亘るべきでないといふことは武器の使用行使、警察、保安隊或いは警備隊の職員の権限等において具体的に詳細に規定をいたしてあるわけでございします。

○岡本愛祐君 端的に伺ひますが、それでは保安庁といふものは広い意味における警察機関であるかどうか、その点をお答え頂きたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察といふものを如何なる意味に理解するか。これは法律案におきましてもおのづから一定の解釈があると存するのでございしますが、普通は警察といふのは国内の社会秩序を維持するために或いは社会の危害を予防し、鎮圧するために国民に對しまして権利又は自由を制限する行為が警察行為といふことに相成つており、これらの禁止制限を履行するための実力行使が即ち警察力である、と、こういうふうな觀念をされると思ひ

のでございます。従いましてかように観念いたして参りますと、保安隊或いは警備隊というものは国内治安を維持するための禁止制限、これはもとより他の法令により、他の行政機関によつて禁止制限は命ぜられるのでございしますが、これを実力を以て強制する機関であるという意味においては広い意味の警察機関であるとお存するのでございます。但しきような広い意味の警察機関といたしましては、現行法上はいろいろな機関があると存じます。先ず第一に各省大臣というものは法令によりまして公益に支障のあります事柄について禁止制限をする場合がありますが、そういう意味におきましては、各省大臣もそれ／＼一定限度において警察権限を持つておりますから警察機関であると思ひます。

併しながら特に各省大臣によつて保有されておられないところの一般権限につきまして、国内の警察権を行使するといつたしましては、今日国家地方警察並びに自治体警察というものがあつてございまして、これらの国家地方警察並びに自治体警察は他の法令をその管轄区域内において遵守せしめ、その違反者に対しては遵守を強制する、或いは又犯罪を捜査する、こうしたことのみを目的として組織されておるわけでございます。これらは狭義の警察機関であると存じますが、これらの狭義の警察機関につきましては、すでに警察法において国家地方警察並びに自治警察というものが設けられ、これらはいずれも地方自治の観念によつて自治的に運営されるという精神を生かしますために、公安委員会制度の下に運用されるということに相成つており

ます。併しながらこれらの警察力のみを以ていたしましては、今日我が国内の秩序と平和の維持ということが十分であるとは認められない。これを補うものといつたしまして、現在の警察予備隊或いは海上警備隊ができておるわけでございます。これらは同じく警察機関ではあります。一般警察力を補うものといつたしまして特別な組織を持ち、特に顯著なる点といつたしましては、内閣総理大臣の指揮命令によりまして動くという点において一般の警察とは違つておるわけでございます。併しながらそれが国内において働く力というものは飽くまでも警察の目的に出るものではありますから、警察機関の一つであるといふことはさういふ意味において言ひ得ると存するのでございます。

なおこの点を国家の目的という点から考へて参ります。従来国家学、或いは国法学におきましては国家の基本的な目的といふことを申しておられるのでございします。この治安の目的を達するためにはいろいろな機関があつて存じますが、曾つては主たるものは軍隊と警察であると、さういふふうにかゝつておつたと思ひます。只今憲法上軍隊といふものを禁ぜられておるからして、今日かような目的に使われるもの、即ち治安の機関に用いるところの国家の實力行使であると観念すべきものではなかつたかと存じます。かような線におきましてこの保安庁といふものは一つの警察機関であるといふことは言ひ得るものと存じます。

一部改正法律案の審議のときに、治安の維持といふことは国家の事務であるか、又自治体の事務として、東京都では、二十三区では自治体の事務となつてゐるかという質問をいたしました。次に、大橋國務大臣個人の御意見として、国家の事務とか、自治体の事務とか言わないで、国家の意思によつてその一部を自治体に委した事務というふうなあいまいなお答えがあつたのであります。で、個人の御意見では困るので、政府の公権的な意見を願ひたい、又の機会にお述べ願ひたいといふことを留保しておいたのですが、その点につきまして治安の維持は国家の事務であるか、自治体の事務であるか、それをまあ東京都を例にしてお答えを願ひたいと存じます。

○國務大臣(大橋武夫君) その点は法令の解釈に亘りますものでございします。且つ関係機関が多うございしましたので、法務総裁におきまして答弁を統一して頂きますように手続中でございまして、いづれ法務府から統一した解釈を下しまして、閣議で相談した上でお答えをするという運びになつてゐるわけでございます。御了承願ひます。

味であります。その点はどうお考えでありますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 国外からの不法侵略に對しまして国土を維持いたしますというところは、これは当然我が国の平和と治安を維持する上から言つて必要な事柄と存じますので、当然保安庁の任務に入るものと心得ております。

○岡本愛祐君 まあそれを国内治安の維持といふか、外敵侵入を防ぐ任務といふか、私は国内治安の維持のみならず、保安庁の任務として外敵侵入を防ぐ任務といふものがこの法案によつて加わつて来るのだ、こういうふうな思ひのようですが、それは国内の治安の維持にとどまらぬ。それは近代戦を遂行するに足らないと、さういふふうに見ておられるのだから、負けるにきまつておられるかも知らんが、とにかく他の日本を助けてくれる国の軍隊が助けに来てくれるまでの間は抵抗するといふ任務が加わつておる。その点は如何ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 実は私は警察予備隊についてすでにさういふ任務があつたと、かように理解をいたしておりましたので、この度の法規によつて新たに加わつたといふことでなく、やはり従来の警察予備隊の任務なり使命をそのまま引き継いでおる、さういふふうにかゝつておるわけでございます。而してこの警察予備隊がさういふ任務を持つておつたかどうかといふ点は、この目的をいたしまして、第一條に我が国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するに必要な限度内で、警察力の不足を補う。さういふ表現の中には、警察力に不足いたしてお

りまする實力を警察予備隊が備へ、その實力の行使によりまして国内法上当然一つの犯罪と考へられます。さうして又犯罪と同様の結果を生じますところの国内治安に有害な諸事象に對しては實力行動を以てこれを阻止する。即ち外敵の侵略に對しこれも、實力行動を以て阻止するといふことが本来の任務の中に当然入るべきものであると、さう考へておつたわけでございます。

○岡本愛祐君 私はそれは少し……、大いに無理な御解釈であらうと思ひます。でありまして、任務のところには、この我が国の平和と秩序を維持して行くことが以前の警察予備隊令には書いてない。確かに治安維持のためと書いてあるのではありません。それから第一條に「我が国の平和と秩序を維持し」とは書いてあります。それは「限度内」で、「に」続くのであります。国家地方警察及び自治体警察の警察力を補うため」といふことが明らかに書いてあるので、この警察予備隊令では少くとも外敵侵略までは考へていない。併しこの保安庁法では、この第四條で明らかにこれは外敵侵入まで考へておられるのだといふふうな思ひのでありまして、これも意見が分れますが、私はさういふふうな解釈をいたさざるを得ないのであります。

次に進みますが、指揮命令系統がどうなるか。内閣総理大臣と保安庁の長官と幕僚長、その関係がいろいろの文句が使つてあります。非常にあいまいである。はつきり重要な点でありますからこれを御説明願ひたいのであります。保安庁長官は、内閣総理大臣の指揮を受けておる任務について統

督をする。統督というのはどういう意味か。それから第一幕僚長、第二幕僚長に対する……、長官の指揮監督は、それ／＼当該幕僚長を通じて行う。そういうことも甚だあいまいであり、又幕僚長のほうは「最高の専門的助言者として長官を補佐する。」というふうなことも書いてあります。それらが非常にあいまいであります。これをはつきりどういふふうな指揮命令系統になるか、又どういふふうなお互いの権限、責任になるか、それを御説明願いたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 保安庁は総理府の外局でございますから、当然内閣総理大臣の指揮監督を受け、その管轄下に入ることは当然でございます。従いまして保安庁長官は内閣総理大臣の部下といたしまして、内閣総理大臣の指揮監督を受けるわけでございます。而して庁務につきましても、これを庁務を統括し且つ職員任免及び服務を統括するわけでございますが、この統督という言葉は、国家行政組織法において用いられておる統督という言葉をもそのまゝ受けたものでございす。而してこの保安庁長官の直接の役所というものは保安庁でございますが、保安庁の中には内部部局と幕僚監部というものがございす。幕僚監部というものは保安監部並びに警備隊の各部隊を指揮監督し、これを管理することが任務となつておるわけでございす。従いましてこの保安監部の各部隊を指揮監督し管理するということが保安庁という役所の全体の仕事であり、保安庁長官の直接の仕事になつておるわけでございす。あとの各内

部部局並びに幕僚監部というものは、これはその仕事をいたしますに當つての職務の分担を示す内部構造を規定いたしてあるわけでございまして、この内部構造をいたしましては、各部隊に対する全体の指揮監督権は、当然長官たる保安庁長官の権限に相成つておりますが、これを各部隊に下達いたしますに當りましては、幕僚長を通じて下達するというのが規定されておるわけでございす。即ち部隊の統帥についての統帥権というものは、当然保安庁長官が行使するわけでございす。

○三好始君 ちよつと議事進行について……先ほど大橋国務大臣は、統帥権は保安庁長官が持つておるが、それを行使するときは幕僚長を通じて行う、こういう意味の御説明があつたかと思ふのであります。私は統帥権という法律案の審議に際して使つておるの、相当確信を持つて使つておるのだらうとは思ひますけれども、自信のある厳格な意味でお使いになることを今後において希望したいのであります。大橋国務大臣は、前の法務総裁として、こういう法律用語、或いは法律の考へ方方には厳密な考へ方をしておるから間違ひはないと思ふのであります。私は統帥権は保安庁長官が持つておるが、それを行使するときは幕僚長を通じて行うという御説明は相当重大な内容を含んでおると思ふのであります。後ほど私の質疑する際に深く掘下げてお尋ねしたいと思ひますが、用語は自信のある正確な用語としてお使いになつたものと了承いたすのであります。特に念のためこの点について今後御留意されることを希望いたしておるのであります。

○三好始君 ちよつと議事進行について……先ほど大橋国務大臣は、統帥権は保安庁長官が持つておるが、それを行使するときは幕僚長を通じて行う、こういう意味の御説明があつたかと思ふのであります。私は統帥権という法律案の審議に際して使つておるの、相当確信を持つて使つておるのだらうとは思ひますけれども、自信のある厳格な意味でお使いになることを今後において希望したいのであります。大橋国務大臣は、前の法務総裁として、こういう法律用語、或いは法律の考へ方方には厳密な考へ方をしておるから間違ひはないと思ふのであります。私は統帥権は保安庁長官が持つておるが、それを行使するときは幕僚長を通じて行うという御説明は相当重大な内容を含んでおると思ふのであります。後ほど私の質疑する際に深く掘下げてお尋ねしたいと思ひますが、用語は自信のある正確な用語としてお使いになつたものと了承いたすのであります。特に念のためこの点について今後御留意されることを希望いたしておるのであります。

○三好始君 ちよつと議事進行について……先ほど大橋国務大臣は、統帥権は保安庁長官が持つておるが、それを行使するときは幕僚長を通じて行う、こういう意味の御説明があつたかと思ふのであります。私は統帥権という法律案の審議に際して使つておるの、相当確信を持つて使つておるのだらうとは思ひますけれども、自信のある厳格な意味でお使いになることを今後において希望したいのであります。大橋国務大臣は、前の法務総裁として、こういう法律用語、或いは法律の考へ方方には厳密な考へ方をしておるから間違ひはないと思ふのであります。私は統帥権は保安庁長官が持つておるが、それを行使するときは幕僚長を通じて行うという御説明は相当重大な内容を含んでおると思ふのであります。後ほど私の質疑する際に深く掘下げてお尋ねしたいと思ひますが、用語は自信のある正確な用語としてお使いになつたものと了承いたすのであります。特に念のためこの点について今後御留意されることを希望いたしておるのであります。

○岡本愛祐君 幕僚長とか、それから幕僚機関、十八條に「幕僚監部」とか、「幕僚機関」という字句があるのでありますが、その幕僚というのはいかういふ意味ですか。幕僚機関……

○岡本愛祐君 幕僚長とか、それから幕僚機関、十八條に「幕僚監部」とか、「幕僚機関」という字句があるのでありますが、その幕僚というのはいかういふ意味ですか。幕僚機関……

○岡本愛祐君 幕僚長とか、それから幕僚機関、十八條に「幕僚監部」とか、「幕僚機関」という字句があるのでありますが、その幕僚というのはいかういふ意味ですか。幕僚機関……

○岡本愛祐君 幕僚長とか、それから幕僚機関、十八條に「幕僚監部」とか、「幕僚機関」という字句があるのでありますが、その幕僚というのはいかういふ意味ですか。幕僚機関……

ういう理由でありましょうか。平仄が合わないと思うのです。

○國務大臣（大橋武夫君） 誠に御尤もな御質問であると存じますが、この海上公安局というものは平常から行政面におきまして固有の権限範圍というも

のを持つてゐるわけでございます。即ち海上公安局法第一條に掲げてあります事柄につきましては、これは海上公安局の固有の権限となつており、そうしてこの範圍においては排他的に権限を行使することに相成つてゐるわけでございます。従ひましてこれは國の行政機構の上から一つの独立した分野を持つところの行政機關であります。

から、そういう行政機関が如何なる組織を持ち、如何なる配置をされるかということは国民として当然承知して頂くということが必要でありまして、その件について国の代表者は誰であるかということを含んでいるわけでございます。勿論海上警備隊或いは警察予備隊、即ち保安隊、警備隊につきましても、固有の権限というものは当然あるわけでございますが、併しその権限

たるや平常は警察がやつておること
ございまして、警察の力の不足いたし
ました場合に、臨機に不足した地方へ部
隊が派遣されて行くというような式に

なつておるわけでございます。従いま
して部隊の編成なり部隊の所在地とい
うものは、何ら権限に関係のない事柄
でございますので、これは法律には
つきりしておくことが、海上公安局の
各関係機関と切実な要請はないとこ
ろ考えておるわけでございます。勿論
さような点はさような点といたしまし
ても、現実これが編成なり組織なり
というものを固定いたしましたてそうし

て法律で或る程度具体的に規定しておくと、ということが可能ならば、これは何も可能なものをわざ／＼政令に譲る必要はないと思つておるのでございますが、実は現在の実情を申し上げますと、部隊の編成というものも大体或る程度の考えはできておりまして、これはいずれ資料として近く提出いたしましたと存じておりますが、併しアメリカから装備を借りておるというような状況でございますして、この装備の状況によりましてはその都度編成についても或る程度の修正を加える場合もあり得るわけでございまして、実は一昨年以來今日までいろ／＼編成組織というものも、その時々の実情に応じて編成をいたしております。従いまして今日の段階においてこれを法律ではつから言つて適當であるかどうか疑問に思つておるわけでございまして、この際は一応政令において規定をいたして參りたい、何分新しい機構でもありまするし、装備をもちらう予定についてもこちらの予定通り入つて来るとも限りません。いろ／＼そういった未定の要素がございますために、或る程度情勢に応じて修正できるような形で定めたたい、かように存じた次第でございます。

で定めるほうが適當であると、こういうふう
に思うのであります。次に進みます。附屬機
関で保安大学院で保安研修所、保安大学校、
技術研究所、この三つだけ挙げてあるのが
ですが、この保安大学校をとりましても、こ
ういう教育機関はひとつと下級な訓練機関、
養成機関というものがあるはずであります。そ
ういうものをなぞ挙げなかつたのか。或いは
それはこの三節の「部隊その他の機関」であ
つて、その他の機関の中に入つておるとい
うお考えかも知れませんが、一体この保安隊、
警備隊の訓練その他教育ということは、どう
いうふうな組織でおやりになるか、一番上級
がこの保安大学校で、これが附屬機関となつ
ております。御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣（大橋武夫君）

保安隊につ

いての教育施設についての御質問でございます。保安庁関係の教育施設に、保安隊並びに警備隊の教育機関につきましては、大体二種類に分けることができます。それは、この保安隊なり警備隊なりがそれなりに維持するところの教育施設というものと、それから保安隊、警備隊が共同に維持して行くところの教育施設、こういう二通りに区別をいたすことができます。保安庁法におきましては、保安隊、警備隊が共同に維持するような施設につきましては、第二十三條の附属機関として挙げたわけでございます。従いましてこの二十三條の附属機関というのは、これは保安庁長官に直屬し、内部部局の管轄下に属する附属機関でございます。このうちに教育機関は二つでございます。保安研

修所並びに保安大学校でございます。このうち保安大学校から申上げますと、保安大学校というのは、これは保安庁職員と申しますか、保安庁の学生と申しますか、未だ保安官又は警備官として制服職員に任命されていない学生を教育する機関でございます。この機関といたしましては、曾つては陸軍士官学校或いは海軍兵学校、こういうようなものがあつたわけでございます。保安庁におきましては、警備隊、保安隊の双方の幹部要員に対する教育はできるだけこれを一元的に行うことが政策上必要であるとか、かような考えの下にこの両者を統合いたしました保安大学校を作つたわけでございます。従いましてこれは保安庁長官直属の教育施設として無論教官、職員等には保安官或いは警備官を使用いたしまするものが、併しその管理については幕僚監部の管轄下でなく、内部部局の管轄下に維持して参りたい、こういう考えでございます。その次の保安研修所というのは、これは保安庁の将来幹部職員となるべき者、或いは保安隊或いは警備隊の幕僚或いは高級指揮官となるべき人を養成する特別の研修機関でございます。(陸海軍大学に当るものだね)と呼ぶ者あり)昔の考え方で申しますと、総力戦研究所或いは陸軍大学、海軍大学、こういったものを統合したようなものであるとも言えるかも知れません。これはひとり制服職員の幹部要員ばかりでなく、文官と申しますか、制服外の職員として将来保安庁の幹部となるべき要員をも併せて教育をいたしたい、こういうふうな考えております。従いましてこの研修所というのは、これは再教育機関でございます。

それからこの二つが保安庁直屬の機關でございますが、その他の種類といたしましては警備隊、保安隊それからその職員の養成の機關を持つております。これらの機關はいずれもすでに保安官或いは警備官として任用されました者を教育するということになっているのでございます。これは土補の訓練をするものから又幹部の訓練をする機關、又再教育の機關、こういうふうにいる／＼に分れているわけでございますが、現在の程度の教育施設があまりあるかということにつきましては政府委員から申上げることのお許しを願いたいと思います。

○政府委員（江口見登留君）

現在予備

隊として開校されております学校は五つほどございます。その一つは久里浜にございます総隊学校であります。これは幹部の養成及び幕僚勤務要員の教育を目的としております。その二つは、やはり千葉県の習志野に設立いたしました特科学校でございます。これは小口径の火器、或いは中口径の火器の幹部及び土補に対しそれらの点についで基本教育を施す学校であります。その三は、茨城の勝田に設置いたしました施設学校でございます。これは幹部及び土補等に対し施設業務に必要な技能を修得させることにしております。次に、最近開校いたしましたのが二つございます。一つは普通科幹部及び土補の養成及び基本教育を目的とした総隊普通科学校でございます。これは久留米に置いてございます。それから武器科の幹部及び土補の基本教育を目的とした武器学校を立川にそれぞれ設立いたしております。将来そのほか、現在学校と申さずに講習的な内容

を持ちましたコースの学校式のものを持つておりますが、それらもう少しはつきりしたものにして施設を充実して行きたい、かように考えております。その中身は多分通信学校、或いは併生学校、或いは補給学校とか輸送学校、学校と申しますが、講習会と言つてもよろしいと思いますが、それらが二十五條に規定されております「訓練施設その他の所要の機関」に該当するものであります。

○岡本愛祐君 保安大学校というのは、何人ぐらい常時入れるのですか。それから保安研修所というのはどのくらい人数を常時教育するのですか。これは何カ月ぐらいですか。

○國務大臣(大樞武夫君) 実は保安大
学校は今作るという方針はきめまし
て、どういうふうに、これをやるかと
いうことにつきましては細目を研究い
たしてゐるのでございます。大体の考
え方といたしまして高等学校を卒業い
たしました者を競争試験の上入校を許
しまして教育期間を四年間ぐらいにい
たしたい。このうち一年程度を予科的
な仕事にいたしまして、そうしてあと
の三年ぐらいを第一部第二部ぐらいに
分けてみたい。これは即ち保安隊の幹
部要員の教育を専門とする部、警備隊
の幹部要員の教育を専門とする部とこ
の二部に分けて参りたいと思つており
ます。校長は保安官或いは警備官でな
い者を任用いたして参りたいと思いま
すが、併し部長としましては保安官或
いは警備官を以て当てるようにいたし
たい。この科目といたしましては、従
来の陸海軍の教育というものの弊害な
どを十分に研究いたしました上で、或
る程度普通の常識を涵養するような、

そうした面を相当力を入れて参りたい。無論専門的な事項につきましても遺憾なきを期して参りたいと存じております。收容力というものはまだ校舎の施設等もきまつておりませんので、はつきりした目度を立てるところまで至っておりませんが、併し何分にも将来の幹部というものは原則としてこの大学を卒業したのから任用するようにならなければならない、こういうふうに入らなければならない、毎年数百名をいれようというふうにならなければならないと思つております。併しその数等はなお研究中でございます、はつきりしたお答えを申し上げかねるのでございます。

○岡本愛祐君 民間で言われておるところでは、今の警察予備隊を将来だんだん拡充して行かなければならぬ、それにはどうしても幹部の養成が必要であるから、この保安大学校において常時非常な多くの学生を養成して、いつでも拡張ができるようにするのである、つまり十二万近くの予備隊員並びに警備隊員に對しまして、常時どのくらいこの数を養成するか、それをお聞きしておるのであります。数百名ということはないだらうと思つて、如何ですか。

○政府委員(江口見登留君) 大体今のところでは三百乃至五百ぐらいになるのではないと思つております。毎年入れます分が……但しこれは幹部の将来の消耗率と申しますか、やめて行く率とか或いは停年制の問題とか、いろいろ先のことを考えながら勘案しなければなりませんので、一定の人数を毎年同じように採用するのだというふうな計算はなかなか出にくいのでございまして、今申し上げました見当で行けば、大体将来の幹部が賄えるのではな

いかと、かように考えております。○岡本愛祐君 そうすると四百名として四年間ですから、千六百名程度が常時いる。こういうことになるわけですね。○政府委員(江口見登留君) 四年目にはそうなるかと思つております。○岡本愛祐君 ついでに保安研修所のほうをもう少し詳しく御説明願ひたい。

○政府委員(江口見登留君) 保安大学校につきましては大体構想をまとめつつあるでございますが、保安研修所につきましても、こういうものが必要であるということだけを考えて、この法案にも盛り込んであるのであります。ここに收容いたします員数の点、例えば保安官或いは警備官が何名、その他の職員を何名くらい入れるようにしたいか、或いは訓練期間を半年がいいか、十カ月がいいか、一年がいいかという点、今後もう少し研究した上で固めて参りたいと、かように存じております。

○岡本愛祐君 それではついでに、地方部隊が駐屯する場所を政令で定められて、その概要を御説明願ひておきたい。或いは又その総隊本部、そういう組織、管区本部、方面管区本部、それはどういふふうになるのか、それを説明して頂きたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 大体先般御制定を願ひました警察予備隊令の改正法律案によりまして十一万人の増強をいたすことに相成つたのでございますが、この十一万人といたしましては現在

の保安法が施行になりますといううと、現在の総隊本部というものは当然第一幕僚部として保安庁自体に吸収されて解消いたします。併しながら現在総隊本部の直屬部隊というものがございまして、この直屬部隊には二通りの事務に従事する者を集めて一つは本部となつておりますが、これはそのまゝ保安庁の中に吸収され、保安庁直屬の附屬部隊として残つて行くことと存じます。そのほかには地方機関とそのほかのものは全部所屬部隊に相成るわけでございますが、所屬部隊にいたしましては大体現在では二通りに分けることができます。一つは総隊本部の直屬部隊及び直轄学校でございます、先ほど申し上げました学校はいずれも総隊本部の直轄学校、現在五校、なお数校計画中のものがございまして、これらの学校は保安庁の第一幕僚長の管轄下の直轄学校ということに相成るわけでございます。それからそのほかには直屬の部隊というものがございまして、直屬部隊といたしましては通信部隊、補給部隊、こういったものがございまして、これは補給所或いは通信所というふうなものを維持、管理する部隊でございます。これも第一幕僚長の管轄下の直屬の機関として残るわけでございます。そのほかは地方機関に相成るわけでございますが、地方機関といたしましては現在がございせんが、十一万人の増員に伴ひまして近く北海道に方面総監部というものを設けたい、こう考

えております。これは札幌に総監部を置くようにいたしたいと存じます。で、その直屬部隊ができるわけでございますが、総監部直屬部隊は主として北海道にできることに相成ります。この北海道におきます方面総監部は北海道方面の予備隊の事務を担当するということに相成りまして、その令下に現在あります第二管区総監部というものが所屬いたすことに相成るのでございまして、この第二管区総監部所屬の部隊は現在北海道及び東北の北部三県に所在いたしております。これらは後に印刷によつて差上げたいと存じます。それから東北の南三県から関東及び中部これらを所屬いたしますものとしまして第一管区総監部、これは東京に総監部を置いておるのでございまして、それから第三管区総監部は兵庫県の伊丹に総監部を置いておられますが、これが大体近畿、山口県を除きました中国及び四国に所屬部隊を配してあります。山口県及び九州につきましては福岡県の福岡に第四管区総監部というものを置いてあります。これらの所屬部隊は非常に多数に相成りますので印刷をして差上げたいと存じます。

○岡本愛祐君 警備隊のほうはどういふふうになりますか。この第二幕僚部のほう……

○政府委員(柳澤米吉君) 警備隊のほうは現在東京に総監部を置いておられます。そのほか地方総監部といたしましては横須賀に一カ所、そのほか将来におきましては近江舞鶴、佐世保等に置きたいというふうな考えております。基地その他の施設の關係でまだきまつておりませんが、なお呉、及び大湊という所がございまして、以上が大湊といふ所がございまして、以上が大体今後にできますのであらうところの地方総監部でございます。

○岡本愛祐君 それではそれを表で詳しく出して頂きます、なお念のため

に聞いておきますが保安大学校というのは一校ですか。どこに置きますか。○国務大臣(大橋武夫君) 保安大学校は今計画いたしておりますが、これは一校にいたしたいと思つております。そうしてそこで警備隊、保安隊双方の幹部候補生でございまして、これは同じ一校で教育する、こういうふうにならしたいと存じております。場所といたしましてはできるだけ東京附近にいたしたいと思つております。建物等できるだけ既設のものを利用したいと思つておりますので、今折角探してある次第でございます。

○岡本愛祐君 保安研修所はこれは東京ですか。それからもう一つ技術研究所、これも東京ですか。○国務大臣(大橋武夫君) どちらも東京のつもりでございます。

○岡本愛祐君 では次に移りまして、ずうと承んで六十七條について質問をいたしたい。これは「部隊が行動する場合」には、当該部隊及びその行動する区域に關係ある都道府県知事、市町村長、警察機關その他の国又は地方公共団体の機關は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとす。」「こうありますが海上公安局法の第十條を對比してみますと、そのほうでは第三項に「第一項の規定により派遣された職員は、その派遣を求めた行政庁の指揮を受けなければならない。」「そういうふうな指揮者がちゃんときめてあるのです。この六十七條の場合にこの主体は部隊が主体であるから部隊のその隊長といひますか、それが指揮官になるのか、中心はそれが皆中心になつて

そういうふうになつていますか。どういふふうになつていますか。

○国務大臣(大橋武夫君) 部隊につき

ましては部隊内の規定によりましておのずから指揮官というものが定まつております。従いまして部隊はその定められた指揮官、これは最上級者は当然幕僚長になるわけでございます。この指揮官からの系統を持った指揮に従わずして行動するということはあり得ない建前に相成つておるのでござい

ます。併しながらこれらの保安隊の行動といたしましては、将来の行動の予定について地方機関と相互に情報交換し或いは協議をするという事は、これは当然あるべきことと考えられますので、そのことを六十七條で互いに連絡し協力すると、こういうことで規定をいたしたわけでございします。従いまして指揮系統がどうなるかという点には全然触れておりませんし、警察予備隊の指揮系統というものは飽くまでも保安庁法の規定する指揮系統が如何なる場合においても維持される、と同時にこの保安隊の指揮官が他の関係機関を指揮するという事は如何なる場合においてもあり得ない、こう考えております。

○岡本愛祐君 そういたしますとこの協力を求められた機関は独自の判断において自分で協力して行く、こういうふうになりますか。

○国務大臣(大橋武夫君) その通りでございます。

○岡本愛祐君 六十一條に帰ります

が、「内閣総理大臣は、非常事態に際して、治安の維持のため必要がある」と認めるところには、保安隊又は警備隊の全部又は一部の出動を命ずること

ができる。』というあるのですが、これは非常の事態ということが一つの条件、治安の維持のため必要であるというところが一つの条件、特に必要があるというところが一つの条件、こういうふうに見られるのであります。そこで非常事態というものは誰がどうしてきめるのか、これと警察法の国家非常事態の宣言とどういう関係になりますか。

○国務大臣(大橋武夫君) 用語といたしましては警察法の非常事態も六十一條の非常事態も同じ意味であると存じますが、六十一條に規定いたしました趣旨は保安隊或いは警備隊は非常事態でなければ出動しない、そうしてその非常事態において治安維持のためにでなければ出動しない。而して非常事態に際して治安維持のためであると言つても、普通警察が処理し得るような事態であつたならば出動をしない。非常事態であり、治安の維持というところが普通の警察力によつて処理できないという場合において、特に保安隊、警備隊が出動しなければならぬ場合、そういう場合においてのみ内閣総理大臣が出動を命ずるという趣旨を明らかにいたしたわけでございします。従いまして非常事態でありまして警察法の規定によつて処理できる程度でありますならば、そして又それが処理できるという見通しがありますならば、内閣総理大臣は出動を命ずることはないわけでございます。放置しておいては警察力だけではどういう重大なことになるかも知れない、これはどうして保安隊を応援に出さなければならぬというそういう場合にだけこの出動をするという趣旨に考へてかような規定を設けた次第でございします。

○岡本愛祐君 そういたしますと、この六十一條は警察法の第七章の国家非常事態の特別措置とは違ふのだ、それも含んでいるかも知れませんが、それと違つて総理大臣が単に非常事態と認めたとき、こういう意味ですか。

○国務大臣(大橋武夫君) そういうわけでございます。従いまして普通非常事態と誰も認めます場合でも、非常事態であつても、普通警察が努力すれば処理できるという場合には、警察法の非常事態宣言もない場合があつて思ひます。又公安委員会において宣言を助言し内閣総理大臣が宣言するといふ場合もあると思ひます。多くの場合においてはそうした処置のあとに保安隊の出動が命ぜられるということが事象の発展の段階から言へば当然であると思ひますが、併し非常事態宣言を行なつたところで、到底この事態は警察力だけでは処理できないだろうという見通しがあらかじめつておりま

す場合においては、非常事態宣言がなかつても内閣総理大臣が出動命令を出すといふことも当然考えられることでありまして、それは事態に応じて内閣総理大臣が適切に判断をいたす、こういう建前になつております。

○岡本愛祐君 非常事態宣言のときは、自治体警察であるうと又それに協力する各種の機関は皆総理大臣の管轄下に入るのではありませんか、この六十一條はそういう場合のほか総理大臣が非常事態と、こう認めた場合、それで又治安維持のため必要であるといふ場合に限るといふことで、それではそういう場合には協力団体は総理大臣の指揮下にも入らない。又従つて保安隊の指揮下にも入らない、こういう

ふうに認めていいのか、もう一度その点念をおして置きたい。

○国務大臣(大橋武夫君) その通りでございます。

○岡本愛祐君 五十七條の私企業からの隔離の問題であります。二項に「職員は、その退職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、退職前五年以内に従事していた職務と密接な関係のあるもので総理府令で定めるものについてはならない。但し、総理府令で定める基準に従う長官の許可を受けた場合には、この限りではない。」というふうに規定してあるのではありませんか。これは職員全員を通ずる間題であるうと思ひます。報酬を受ける、それと五十八條の一職員は、報酬を受けて、第五十五條第二項に規定する国家機関及び地方公共団体の機関の職並びに前條第一項の地位以外の職又は地位につき、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、云々と、こういうことが書いてあります。これは非常時に適当であります、少し點ではないかといふことも見えてるのですがその点を御説明願ひます。

○政府委員(江口見登留君) 只今の御質問に際しては、多少さういふ考え方でもできないではないと存ずるのであります。併し一般の国家公務員についてこういう規定があるものを、保安庁の職員だけに適用しないといふ又積極的な理由も甚だ探しにくかつたのでございまして、国家公務員にこういふ同じような規定がありますので、これを予備隊の職員にも適用しようといふ考えを固めました上で、この條文を入れて御審議を願つておる次第でございます。

○岡本愛祐君 国家公務員は長く勤めることが根本です。これは二年間というふうなことで、私もこれが制限できれば非常に結構だと思ひますが、何だか二年間勤めておつて、五年間をやつちやいかなんというふうなことは非常に酷いように思ひます。

○政府委員(江口見登留君) 只今二年間というお話がありました。二年間の契約で任用期間を定められて入つて参ります者につきましては、大体警査長以下がその大部分でございまして、その退職前五年以内に従事していた職務と密接な関係があるような地位に恐らくつたことではないだろうと考えられます。私が只今申しましたのは大体幹部職員についてこういう事態が発生するのであるから、一般国家公務員と同じような規定をここに盛り込んだといふことを申上げた次第であります。

○岡本愛祐君 それではついでに、續けて質問をやれという地方行政のかたのお話ですから續けてやることにいたします。大体保安庁法案のほうはそれくらいにしておきまして、いろいろ、内閣委員会でも又やつて頂き、又別に機会があつたら又繰返すことにいたします。今度は海上公安局法案のほうでお尋ねしたいと思ひます。

先ず第一條の第一号に「海上」と書きまして「別に法律で定める港の区域を含む。」とあります。どういふふうな港になるのか。これは自治体警察、又は国家地方警察との関係はどうなのか、あとにもこの問題が出て来

て、その職権を奪うというものではないという規定もありますが、その關係を御説明願いたいと思います。

○政府委員(柳澤米吉君) 第一の「別」に法律で定める港の区域を含む」というようになつておりますが、この港というものは港域法で定められました港について、その港を含む、こういう意味でございます。

○岡本愛祐君 そういたしますと、その港を管轄して自治体警察又は国家地方警察、それは十八條の規定によつて警察官又は警察吏員が海上において、犯罪の予防、鎮圧及び捜査並びに犯人又は被疑者の逮捕の権限を行使することを排除するものと解釈してはならない。この規定があるのです。そういったしますと、この海上並びに港灣におきまして自治体警察は今まで協力してといひますか、海上保安隊と協力して犯罪の捜査、検挙をいたしておつたのですが、国家地方警察のほうは今までできなかった。それを今度は国家警察のほうもやつていいということになりますか。

○政府委員(柳澤米吉君) 今までは海上におきまして取締り等は海上保安庁で殆んどやつておつたのでございしますが、事実上公共団体におきましますところの自治体警察におきましては、大体港域法で定められた港の範囲、或いはその附近におきまして協定によりまして犯罪の捜査その他をやつておつたのでございします。今回の十八條によりまして、この法文によりましますと、国家警察においても沿岸範圍には出で得るということになるわけです。併しなから實際問題といたしまして自治警察におきましては、すでに船舶施設その

他を水上警察の一部として持つておはする。併しながら国家地方警察においてはそういう設備が未だない、従つて大にその施設のある海上におきましますものについて大行うのではないかと、いろいろ考へておりますが、財政が許し、そのほうが便利だということになりますれば、或る程度そういうふうに行くといいことは考へております。

○岡本愛祐君 従来その点の、質問して来たのですが、これまでは国家地方警察のほうは海上に対して管轄がありながら實際行動ができないように制限されておつた。併しもう総司令部もないし、この法律によつて十八條の規定もあるんだから財政力が許せばそれは国家地方警察のほうも海上公安局のほうと協力して海上のほうをどうんぞ準備する、そういうことにして行つていいのですか。

○政府委員(柳澤米吉君) お話の通りでございますが、實際問題といたしまして日本の財政を考えまするときに、海上におきまします警備の力、警察力というふうなものにつきまして、二分或いは三分いたしまして、經費のかかる船舶その他を持つというには相当不経済ではないかというふうに考へる。従いましてそういう事態がどうんぞ進行して行くかどうかというところに疑問がある。併し一面例え非常に海にすぐそばで、沿岸に近いところであるような問題が起きたというときに、国家警察等が出られないということも非常に不便ではないかということもございまして、今までの不便を除去する意味におきましてこういうふうなことを御趣旨のよ

うなことは、どんなふうな行つて行くかという問題につきましては、現在の財政状態を勘案いたしまして、便宜にそういふふうにしたのでございまして、實際問題としてそういうことが起るかという問題につきましては、なおいろいろ議論のあることと考へておられます。

○岡本愛祐君 第一條の八号に書いております「前各号に掲げるものの外、海上における公共の秩序の維持」というのはどんな例がありますか。主なものゝを挙げておいて頂きたい。

○政府委員(柳澤米吉君) 第八号につきましては、「海上における公共の秩序の維持」というようなことでございしますが、これは例をいたしましては漁民の紛争というようなことがございした場合、或いは船舶のうちに不穩の状況が発生して急を要するといふような場合に、これに必要な警告を発したりすることでありま。

○岡本愛祐君 この元のまあマツカーサー・ラインがなくなつて、そうしてその方面にどん／＼出漁をして行くそうすると中共とかソヴィエトの近くでまあいろ／＼紛争が起る。そういうときには勿論これに當るのであらうと思ひますが、無線電信があればすぐこれは駆けつけて行くということになりますか。

○政府委員(柳澤米吉君) 今までの例から申しますと、大体漁船の拿捕という問題でございします。こういう問題につきましては監視船がおりますところから拿捕された例は殆んどない。従いまして監視船が若し出ておれば、その区域内において拿捕されるということはい

えております。従つて我々のほうといひましては、現在の状況から判断いたしまして、できるだけ監視船を出しまして、漁船の行動その他を保護する上において見るということが最も大切なことではないかというふうに考へておる次第であります。

○岡本愛祐君 そういうところで紛争が起れば、まあ監視船が起れば起らんと言つても、起るときもあるだろうと思ひます。又そういう見えないところと相當近くにおつて、そうして無線電信ですぐ助けに来てくれというので駆けつけたといふときに、不法だと思へばこれは大砲を打つことになるだろうと思ひますが、その動きはどういうふうになりますか。

○政府委員(柳澤米吉君) 現在のところ私たちが考へておりますのは、先ほど申上げました通り監視船がおりますところで拿捕事件が起きたことがございせんから、大体監視船が海上におきましますれば、そういう事件は先ず現在のおきまします。併しお説の通りにそういう事態が或いは起るかも知れないといふことを予想されたいこともございせん。そういう場合が起りました場合には我々のほうにいたしましては、その監視船がすぐ駆けつけて行きまして、そうしてその状況がどういふ状況であるか、こちらが不法を侵してゐるのかといふことをはつきり認識する、と同時に向うに対しまして紛争を起さないような処置をできるだけ考へておきます。

○岡本愛祐君 なか／＼むずかしい……。まあそのくらいにいたしてお

きましよう。

それから第十二條でこれはもとからの規定ですが、お尋ねしておきたいのです。今までどうなつておりましたか、立ち入りですが、法令の違反を防止し、又人命若しくは財産を保護するために必要があるときには船舶に立ち入り、積荷なんかの物件を検査をする、又質問することができるといふことが書いてありますが、前にもあつたと思ひますが、そういうときにその船が拒んだらどうなるかということをお海上保安庁法案審議のときに尋ねたことがあるのです。その後はこれはどうなつておりますか。つまり拒まれた、その立ち入りは困ると言つて向うが拒んだときどうなりますか。

○政府委員(柳澤米吉君) 實際に現行犯その他の場合にはこれは実行できると思ひますが、そうでない場合に犯罪等に関するない場合に、拒まれるとこれは処置なしというふうに考へております。

○岡本愛祐君 この前のときにそれはいけるのだというお話で、それはいいのだというので憲法論をしたのでありますが、今そういうふうにいけないのだ、こういうふうな認識して頂いておればそれでいいと思ひます。これはいいのだという解釈だと又議論をしなければならぬと思ひます。まあ大体そういうことで質問を終ります。

○委員長(河井彌八君) 次は若木君に御質問を願ひます。

○若木勝義君 前に海上保安庁法案の一部改正並びに警察予備隊の法律に関する場合に私は質問したのであります

るが、その際には海上保安庁の方面からいよいよ保安庁のほうに警備隊として移管された場合に、海上保安庁にあつた場合と性格が違ふか違わないか、こういうことの質問に對しまして村上運輸大臣は、或るものはブラスされるというふうな答弁に對しまして、大橋國務相は性格は変わらない、こういうふうな食い違ひがあつたのであります。

〔委員長退席、内閣委員会議事録中 川幸平君委員長席に着く〕

今回いよいよ保安庁法案が出て参りまして、この法案を見ますと、その点について私はつきりしたものが見られるのであります。先ず第四條の保安庁の任務のところになるのであります。警察の任務におきましては、これは警察の責務を決定しておると同時に、活動の限界を示してある、御承知の通り憲法の保障する個人の自由及び権利の干渉に直る等権能を濫用することをしてはならない。こういうふうにして限界を示してある。それから更に警察予備隊令について考えて見ますに、これは明らかに国家地方警察並びに自治体警察の警察力を補うためにあるものであるという点を明示しておるのです。同時にこの任務といたしましては警察の範囲に限る、これも警察法と等しくその点はつきりしておるのではありません。ところが今回のこの保安庁法案を見ますと、第四條の任務のところでは何らそういう方面に触れておらない、そうして特別必要の場合においてはその行動を、部隊の行動を管理する云々というふうに出るものであります。そういう点からこれは明らかに性格が警察予備隊あ

たりと違つたものでないか。こういうことを私はつきり見ておるのであります。その点について伺いたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) その点につきましては本日最初に閣下委員から同様の御質問を頂いた次第でございますが、警察予備隊令におきまして警察の範囲内に限る、個人の権利又は自由を不当に制限してはならないという規定があつたのを今回は除いてあります。併しこの点は確かにそうでありまして、併しこれを除きました趣旨は警察予備隊の根本的な性格をこのたび拡張しようという趣旨で除いたわけではないのでございまして、警察予備隊令におきましては権能の濫用の制限という点については抽象的な規定をいたしておりますが、併しこのこととあるや国民の権利に非常に重大なる関係のあります事柄でありますから、立法といたしましてはむしろより具体的詳細にだけた権限が行使できるかということをはつきり規定するほうが適當であるというふうな規定に考へた次第なのであります。従いまして保安庁法におきましては特に第六十八條以下に隊員の権限に関する詳細なる規定を置きまして権限の濫用の起らないような措置を講じた結果、警察予備隊令の關係の條文は排除しても差支えない、むしろこのほうが法規としては完全であるという考へてかようにいたしたわけでございます。

それから警察力の不足を補うためのものであるということが警察予備隊令の第一條に書かれてあるのをごさいます。この点につきましても單に抽象的に警察力の不足を補うのであると

いうことを規定するのみでは十分でないで、むしろ如何なる場合に如何なる手続によつて出動するか、そうしてその場合において如何なる権限を行使するかということをはつきり規定したほうが適當であろう。

〔委員長代理中川幸平君退席、委員長着席〕

即ち第四章第一節には行動に関する規定、第二節には権限に関する規定、この二つのものを掲げて、出動する場合の内容を具体的に規定いたします。併しこれと併しその際の手続を規定する、又先ほど申しました通り出動の際における権限を具体的に詳細に規定する。こういう方法によつて本来の性格を法的に明らかにせたい。こういう趣旨でやつたわけでございます。従いまして立案者の考へ方といたしましては、警察予備隊に新たな使命を附加するといふことではなくして、むしろこれを具體的詳細にするによつて本来の目的使命を一層明確ならしめたいという意圖に出でた次第でございます。

○若木勝藏君 誠にこの行動の部面において示したほうがいいというふうな巧みな御答弁をされております。併しその第四條の基本的なところにおきまして、それをはつきり入れるのが一體立法の建前じやないか、あと行動云云というふうないわゆる末節の方面におきまして書かれておるからしてこの問題は解決しておると、こういうふうには私は考えられないと思ふのであります。何故に一体警察法においても、或いは予備隊令においてもあつたに明確に表わして、なお更に行動面についても巨細なく亘つておるのに、こ

の保安庁法案においてはそれを示さなかつたのか。この点について私は今の御答弁についてはまだはつきりしなかつたが、この一点をもう一遍伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 第四章第一節及び第二節全体を検討いたします。ならば、従来の性格がより一層はつきりする、又立法としてはこのほうが適切である、こう考へた次第であります。

○若木勝藏君 そうしますと今この御答弁では、これは警察予備隊、そのいうものと何ら変わらないものであつた、この点を主張されるわけでありまして、この点を伺ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 根本の任務、目的は全く警察予備隊のものをそのまま引継いでおる、こう考へております。

○若木勝藏君 そういたしますと、先ほど閣下委員に御答弁になりました、いわゆる出動の場合であります。非常事態においてこれは更に首相の考へ方によつて、判定によつて出動する場合がある、こういうことを附加されて来る、こう考へますと、これは従来の警察予備隊、そういうものとは著しく變つて来るのではないかと、こう考へるのであります。この点について

○國務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊におきましても、内閣総理大臣が特に必要ありと認めました場合に行動するといふ規定をいたしておるわけでございます。その出動いたす場合については、今回は非常事態に際して治安維持のため特に必要があると認める場合には出動を命ずる。この点は従来の「治

安維持のため特別の必要がある場合において、内閣総理大臣の命を受け行動する」という場合と表現は同様でございます。そうしてその場合の権限をいたしまして、警察予備隊の活動は警察の任務に限られる、権限の濫用はいけないという趣旨が書いてございます。併し、この点は今回は特に第六十八條以下多数の規定を設けまして具體的詳細に規定をいたしておる、こういう次第でございます。

○若木勝藏君 そこで私は最後にこの問題について伺ひたいのは、又警察予備隊は軍隊であるかどうかということ、これは随分論議されて両論になつておるのでありますけれども、警察予備隊の場合には国家警察並びに自治体警察の警察力を補うというふうな点がまだあります。けれども、今度の保安庁の場合においては、全くそういう基本的な重要なことが漏れておらない。そういう点から考へまして、いよいよこれはいわゆる軍事的な性格がはつきり出て来たのであります。言い換へれば憲法の九條の「その他の戦力」ということに該当することがいよいよはつきりして来たのじやないかと思ふのであります。その点如何ように考へておられますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 従来から警察予備隊は我が国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するに必要な限度内で、警察力を補う。こういうふうな規定をいたしてあるわけでありまして、今回もこの保安庁の任務といたしまして、我が国の平和と秩序を維持し、人命、財産を保護するために特別な必要ある場合において行動する部隊を管理する。こういうふうな規定をいた

してございますから、この点は何ら従来のものが拡張せられたわけではな

いわけであります。強いて仔細に分析いたしてみますというと、或いは第四條と従来の第一條とを比べますというと、警察力の不足を補うためにというところが第一條に從來は書いてある。これが今回は書いてないわけですが、従いまして警察力が不足しておらんにもかかわらず出動する場合があるということが言つて言えないこともございませんが、併しその出動する場合は、特に先ほど申し上げましたごとく、第四章に如何なる場合に如何なる手続で出動するかということをも明らかにいたしてありますから、その出動する場合を見れば、これはおののけから警察力不足の場合に、それを補うために出動する場合に限られるということがおのづと判然いたすと考えられる。こういうように考えておるわけでございますが、私どもの意圖といたしましては予備隊に何かプラスしようというふうな意圖は毛頭ないわけでありませう。

○若木勝藏君　そういうふうな意図で
あるならば何故に第四條においてそう
いう点を明らかにしないかというので
す。私はそこで明らかにしない末節の
方面で行動の方面でこうだということ
にやりますと、根本が食い違つておる
のだからして、これはあなたがおつし
やるような立場で警察力の不足を補う
というような立場でなしにし得る可
能性が出て来るのでありますが、いわ
ゆる軍隊的に扱われるという可能性が
大きくなつて来る、そういうふうに思
うのであります。何故に一体そういう
ふうな意図があるならその点を基本に

おいて明らかにせられなかつたか、この点を伺いたいと思います。

○國務大臣（大橋武夫君）　これは考へ方の問題になると存じますが、第四條というものは基本的な性格を説明するものとして如何に規定をいたしましたところで、その基本的な性格が具体的な行動なり或いは権限において如何に現われ来るかということは、これはむしろ行動なり権限なりを具体的に明確に規定するほうが法的な扱いとしては適切であると考えます。具体的な行動なり

権限なりが明確に規定された場合において、それはその機構というものが如何なる性格のものであるかということにかわりなく、それだけの権限は、或いはそれだけの行動はなし得るもの、又なすべきものというふうに考えるわけでありまして、法的な扱いといたしましては疑わしい規定を避け、明確に法律上の疑問をなくすという点において、私はむしろ、末節と言われませんが、行動なり権限なりを具体

おきますが、次に、私は第六十一條の命令による出勤の場合についてお伺

が、先ほどこれはやはり重要な條項であるかと思いますが、岡本委員の質問があつたのでありますが、総理のどうしてもこれは出動しなければならぬというふうな判定によつて出動するののだ、こういうふうな御答弁がありましたけれども、私はまだ抽象的で、はつきりわからない。具体的に言つたらば、どういう場合にそういう判定が下されて行くのであるか。これをお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣（大橋武夫君） この第六十
一條の趣旨は、治安の面におきまし
て、普通警察の手にあわない事態に処
するたために出勤を命ずるということ
を、表現したいと思ひまして、こうし
た表現をいたしたわけでございます。
そこで、具体的にということになりま
す。普通警察力で処理できないよう
な事態を具体的に列挙するということ
になるわけでございますが、例えば内

乱、暴動等の勢が激しく、その地方におきまざる警察力の全部を挙げて動員してもこれが処理できない、そういうことが明らかに判定される。或いはそういう事態であるということが十分な根拠を持つて認められる。そういう場合に出動するというのがこの六十一條の規定であります。従いまして場合といたしましては、内乱とか、騒擾とか、或いは外部からの不法なる侵略とか、そういう事態が六十一條の具体的な例に当ると考えております。

○若木勝藏君 次にこの六十一條の国会の承認の件について私は伺いたいと

思うのでありますが、一出勤を命じた日から二十日以内に国会に付議して、そ

の承認を求めなければならぬ。」「かういうふうになつておるのであります。が、これは併し、すでにもう出動してしまつておる。この事実のいわゆる事後承認ということになるのですか、この点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣（大橋武夫君） 承認の議決のあつた日までのことにつきましては、事後の承認でございます。併しなから將來に對しましては事前の承認と云ふことになるわけでございます。若し承認すべからざるものと議決せられれば

ましたならば、内閣総理大臣は直ちに
出動を停止しなければならぬ、こう
いうことに相成つております。

○若木勝蔵君 不承認の議決というこ
とは、そうしますというと事後のこと
についてのことになりますか、事前に
遡るということとはありませんか、
か、その点を伺いたい。

○國務大臣（大橋武夫君） 不承認の議
決がありますれば、事前に遡るという
ことになるかも知れませんが、併し事

實際上は出動いたし、又それによつて引
起つた事態に對しましては、これはも
う事實問題でございしますから、議決
を以て取消すということは不可能であ
ると思つております。従いまして事後
に對してのみ効力を有するものと考え
られる次第でございします。

○若木勝藏君　そうしますと、いわづ
るすでに出動したということに對して
不承認の議決がなされた場合に、この
総理大臣の責任問題はどういふふう
になりますか、この点を伺いたい。

○國務大臣（大橋武夫君）　これは一般
に議會の事後承認を要する事項につい

て……事後承認の定めるところによります。

○若木勝蔵君 私、何つておるのは、事後承認でなしに、この出勤したといふことに對して遡つて不承認であるかと、こういうふうな議決が行われた場合には、總理大臣は如何なる責任をとりますか、こういうことなんです。

○国務大臣(大橋武夫君) それは責任の一般原則による以外にないと思ひます。特に保安庁法によつてその責任を規定をいたしております。ただ保安庁法で規定いたしております事は、不承認の議決のあつた場合において

は、連やかに将来に亘つて撤收をいたす、こういふ責任が内閣総理大臣に定いたしてあるところでございます。

○若木勝蔵君　これに関連して来るのでありますが、第六十四條の、都道府県知事は、治安維持上重大な事態に付き止むを得ない必要があると認める場合は、内閣総理大臣に対してその保安隊、警備隊の出動を要請することができる、こういうふうになつておる

のであります。総理大臣がとにかく出動を命ずる場合と、それから都道府県からの要請という場合とは、これは實際にどういふふうになるのでしょうか。その別々にやはりこういうことが行われることになるのでありましょうか。例えば都に起つたとか、或いは千葉県に起つたというような場合でも、要請にかかわらず、内閣総理大臣は出動を命ずると、こういうふうなことになるのですか。その辺の關係はどうなんでしょうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 第六十四條の出動要請は、都道府県知事の権限に

いて、非常に漠として現わしてあるものであります。これは非常に私に場合によつては、あの通り海は広いのでありますから、いろ／＼な場合が出て来るだろうと思ひます。実際においてこの海上というふうなものの規定する範圍というふうなものを、どういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(棚澤米吉君) 海上と申しますと、御承知の通りに領海及び公海というふうになつております。それと沿岸におきましては港というものがございまして、従ひましてこれらのものを普通通ひつくるめて海上というふうに考へておる次第でございます。

○委員長(河井彌八君) 三好始君。

○三好始君 私実は保安庁法案の個々の條章に入るまでの基本的な問題、特に保安隊並びに警備隊の法的性格に關連する質問事項が約三十項目あります、この問題を明らかにするだけで、多分まる一日ぐらいかかるだろうと思つておるのでありますが、もう時間がかつたつておりますから、本日は質問をいたさないで、次回に延ばして頂きたいと思つております。

○委員長(河井彌八君) それでは諸君に伺いますが、他に御質疑がありますれば、この際御発言願ひたいと思ひます。

○中田吉雄君 私も數時間に亘つて御質問したいと思うのですが、大変遅くなつたのですが、どうでしょう、この次で……。

○岡本愛祐君 ほかの委員のかたも質問があるのですけれども、今日はまだ説明書を見たばかりだから、次回までに調べたいと思ひまするので、今日は

この程度で……。

○三好始君 ちよつと私政府側に希望を申上げておきますが、私は抜打的な質問をして答弁に困るようなことはさしたくないと思います。あらかじめ質問事項を印刷して、先ほど政府側にお渡ししておきました。十分に研究されて、自信のある御答弁をされるようにお願いしたいと思います。

○中田吉雄君 先に岡本、若木両委員、その他いろいろ御質問になつて、調査資料を要求されておるのですが、間に合うように一つお願いいたします。

○国務大臣(大橋武夫君) 木曜日まで……。

○中田吉雄君 もう一つ殊にお願いをしておくのは、海上保安庁の装備、施設の現況並びに二十七年に於ける拡充計画に関する資料というのがあります。その二の、米國から貸與を受ける武器種類、数量、金額等についてはまだ不明でありますとなつておりますが、恐らくアメリカの國民の各位が高い税金を払われて、それでできた武器がどうなつておるか、数がわからぬところで私は貸與されておるとは思わないわけでありませう。そこでアメリカの武器貸與法、並びにはつきりとなんものがわからんというようなことは政府とされてもなれないと思ひますので一体どの武器がどれだけあつて、その製造年月日、金額というようなものを一つはつきりと、これはやはり基本的な重要な問題でありますので、一つ是非お願いしたいと思ふわけでありませう。若しこれが出まさんとすれば、こういう問題を不問に付してずる／＼と、末節とは言いません

が、そうして通りますと、日本の将来にとつても必ずしも暗影なしとしないわけでありませうので、一つ是非契約の内容その他について一つはつきり、あとに問題を残さないようにするほうが大切だと思ふわけでありませう。例えばアメリカが第二次大戦におきましてソヴィエトに武器を貸與しておる。それが最近米ソの対立が激しくなつて、ソヴィエトはただでもらつたように思つたのに、それを全部金額に見積つて返せというようなことになつたりいたしまして國際的な紛争も招いていますので、一つこの点はつきりと我々が十分情勢を判断するに足るような資料をお願いしたいと思います。

○委員長(河井彌八君) 最後に申し上げ。この委員会はまだ継続しなければならんと考えております。その時期は追つてお知らせいたします。委員諸君にお願ひいたしますのは、広汎な法律案でありますし、關係するところが極めて重大でありますから、願わくは御質問は成るだけ重複を避けて、うして精細にお願いしたいと思ひます。その結果は内閣委員会の審議に支障を生ずる場合があるかも知れんと考えますから、そういう場合には委員長は内閣委員会に諮りまして適宜処置したいと考えております。そういう意味を御了承願つておきます。本日はこれで散会しようと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは本日は散会いたします。

午後四時二十二分散会

内閣・地方行政連合委員会第六号
正誤
頁 段 行
一 一 一 五月十九日 五月十七日
誤 正

昭和二十七年七月一日印刷

昭和二十七年七月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局